# 平成27年度尾鷲市生活交通ネットワーク計画 (地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成 26 年 5 月 27 日 尾鷲市地域公共交通活性化協議会

# 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 目的

本市は、市域の約 92%が山林で、沿岸部には変化に富んだリアス式海岸が形成されるなど、豊かな自然環境に恵まれている一方、地区センター管内には 10 ヶ所の集落が点在し、それぞれの地域において過疎高齢化が進行していることから、これらの各地域の公共交通をいかにして結ぶかが重要な課題とされてきました。

本市の公共交通機関は、鉄道、路線バス及びタクシーがその役割を担っています。鉄道はJR紀勢本線、路線バスは「長島線」、「島勝線」、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバス須賀利地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」と、都市等を結ぶ長距離バスが運行されています。

少子高齢化・過疎化等の理由により、本市の高齢化率は増加傾向にあり、通勤や通学で利用する人口も減少を続けており、公共交通サービスを維持確保していくためにはより多くの市民が公共交通を利用する必要があり、まちづくりと一体となった公共交通の利用促進が求められます。

これを実現するために、市民ニーズに応じた生活交通を確保することを目的として、地域公共交通確保維持改善事業に取り組んでまいります。

## 必要性

本市では、尾鷲市全体の公共交通の基本的な在り方を定めた「尾鷲市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成21年度から平成23年度の実証運行期間3年間の中で、「ふれあいバス尾鷲地区」、「ふれあいバスハラソ線」、「ふれあいバス八鬼山線」の3路線について、民間路線等の幹線と有機的に連携し一体となって機能する交通ネットワークの形成とともに、乗降調査や利用者及び市民の意見等を踏まえ、順次改善しながら、実証運行を実施してきました。

また、尾鷲地区と須賀利地区を結ぶ航路「尾鷲須賀利航路」については、平成22年12月に「須賀利地区にバス運行を実現する市民の会」から悪天候時に運休になりやすい巡航船から安定した運行が望める陸路によるバス運行の実現を求める署名(署名総数1,178名、内須賀利地区275名)が提出されました。これを受け、平成23年度からバス運行についての地区説明会等を開催し、自治体が運行する路線として、幹線路線との交通ネットワークを形成する役割を明確にしたうえで、須賀利地区を運行する路線やダイヤ等を地区と協議してきました。平成23年度末には、須賀利地区において、巡航船

に代わるバス運行の是非について、書面決議が行われ、平成24年9月末をもって須賀 利巡航船を廃止し、同年10月から須賀利地区として、島勝線とを結ぶフィーダー運行 に移行しました。

今後も、地域公共交通ネットワーク確保のために、民間の幹線路線等も含め、これらの路線を確保・維持していく必要があり、実証運行内容を基本とし、市内各地の地域特性に応じた以下のフィーダーバス路線を構築します。

## ●ふれあいバス尾鷲地区

本市市街地を中心に運行し、商業施設、観光施設の運行のほか、通院・通学の確保や 公共交通不便地域の解消を果たすとともに、幹線(南紀特急バス、南紀高速バス、JR 紀勢本線)とが有機的に連携し、短距離移動においても利用可能なサービスを構築する。

また、アンケート調査や、市内 13 地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて 策定したふれあいバスの改善方針をもとに、平成 23 年 7 月に複雑な市街地巡回路線の 簡素化、利用者実績のほとんどないバス停を廃止するなど、路線やダイヤの一部を見直 し、利用者の利便性向上を図っている。

# ●ふれあいバスハラソ線・八鬼山線

大型の商業施設、病院、高等学校等の無い地区センター管内と市街地を結ぶ路線を構築し、買い物、通院、通学のための移動手段を確保する。

また、市内のみならず、線(バス、JR)と有機的に連携することで、利用者ニーズにきめ細かく対応した交通ネットワークを形成する。

また、アンケート調査や、市内 13 地区における市政懇談会での意見交換を踏まえて 策定したふれあいバスの改善方針をもとに、平成 23 年 7 月に、鉄道との連絡を強化、 八鬼山線、ハラソ線の連携を強化するなど、路線やダイヤの一部を見直し、利用者の利 便性向上を図っている。

平成25年4月より、三木浦漁港整備事業の完了に伴い、八鬼山線の三木浦地区の路線を延長し停留所の増設(2ヶ所)とともにダイヤ改正を行っている。

平成25年10月より、ハラソ線の市街地地区における路線の一部を、公共交通不便地域の天満地区へ変更し、停留所の増設(3ヶ所)とともにダイヤ改正を行い、利用者の利便性の向上を図っている。

### ●ふれあいバス須賀利地区

平成24年10月から、須賀利巡航船に替わる新たな公共交通として、すべての便が既存の幹線路線である島勝線へ接続するフィーダーバス路線(須賀利地区)を構築し、安定した輸送サービスを確保するとともに島勝線の利用者の増加に繋げ、須賀利地区の運行により支線としての役割を果たしながら広域幹線路線が継続的に運行できるサービスを提供している。

平成25年8月より、利用者の利便性の向上を図るため、ダイヤの改正を行っている。 平成25年10月より、三重交通島勝線の時刻改正に伴いダイヤの改正を行うとともに、 停留所の増設(1ヶ所)を行っている。

# 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

# (1) 事業の目標

アンケート調査(聞き取り調査)において、乗客のバス利用について満足度調査を行い5段階における評価を数値化しました。

各路線のデータは下記の表のとおりで、八鬼山線、須賀利地区は実施した4路線(八鬼山線、ハラソ線、尾鷲地区、須賀利地区)の平均値0.80を29年度の目標値に、また、ハラソ線、尾鷲地区についてはそれぞれ25年度の0.91、0.85を29年度までの目標値に設定しました。

公共交通利便性の市民の満足度											
項目	実績	植		目標値							
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度					
八鬼山線	0.67	0.71	0.74	0.76	0.78	0.80					
ハラソ線	0.90	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91					
尾鷲地区	0.82	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85					
須賀利地区	0.66	0.74	0.76	0.78	0.79	0.80					

<sup>0</sup>を基準とし最大値+2、最小値-2

+2:満足、+1:おおむね満足、0:普通、-1:やや不満、-2:不満

地区センター管内	から尾鷲高校への追	<b>重学確保</b>									
	実績値 目標値										
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度						
4 0 %	4 0 %	28%	4 0 %	4 0 %	4 0 %						

# (2) 事業の効果

- ・安心で安全な通学・通院手段の確保
- ・民間路線とのネットワーク形成による連携路線の利用者の増加
- 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 添付資料 ①路線図 ②時刻表 ③既存交通との整合性 ④運送事業者の決定方 法 ⑤運送事業者を選定した経緯

- 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付 なお、尾鷲市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助 金額を差し引いた差額分を負担することとしている。
- 5. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5 」を添付
- 6. 協議会の開催状況と主な議論

### 平成 20 年度

- ・平成20年5月28日(第1回)協議会設立、事業内容について協議
- ・平成20年9月18日(第2回)尾鷲市地域公共交通総合連携計画(案)について協議
- ・平成20年11月19日(第3回)尾鷲市地域公共交通総合連携計画(案)について協議
- ・平成21年1月29日(第4回)尾鷲市地域公共交通総合連携計画(案)について協議 事後評価について協議・承認
- ・平成 21 年 3 月 19 日 (第 5 回) 尾鷲市地域公共交通総合連携計画及び連携計画に定める実証運行について承認、翌年度の事業計画について協議

### 平成 21 年度

- ・平成21年9月7日(第1回)平成20年度決算報告、バス停設置要望について協議
- ・平成 22 年 2 月 22 日 (第 2 回) 公共交通アンケート結果について協議 翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

## 平成 22 年度

- ・平成22年7月29日(第1回)ふれあいバス改善方針について協議
- ・平成 23 年 2 月 18 日 (第 2 回) ふれあいバス改善方針について承認 翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認

### 平成 23 年度

- ・平成23年6月28日(第1回)停留所の新規設置及び移動について協議・承認
- ・平成 24 年 2 月 20 日(第 2 回)翌年度の事業計画、事後評価について協議・承認 平成 24 年度
- ・平成 24 年 5 月 24 日 (第1回) 平成 23 年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議・承認
- ・平成 25 年 1月 28 日 (第 2 回) 翌年度事業計画、路線延長に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及びネットワーク計画の変更について
- ・平成25年3月27日(第3回)自己評価とダイヤ改正について協議・承認

平成 25 年度

- ・平成 25 年 5 月 28 日 (第1回) 平成 24 年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議・承認
- ・平成 25 年 7月 9日 (第 2 回) 路線変更に伴う停留所の設置、ダイヤ改正及びネットワーク計画の変更について協議
- ・平成 26 年 3 月 24 日 (第 3 回) 翌年度事業計画及び予算について 平成 26 年度

(予定)

・平成 26 年 5 月 27 日 (第 1 回) 平成 25 年度決算報告、翌年度の事業計画、ネットワーク計画について協議・承認

# 7. 利用者等の意見の反映

国、県、住民代表、事業者等各関係者が参加する協議会において検討結果に基づき策 定

8. 協議会メンバーの構成員 別紙のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】 (住 所) 三重県尾鷲市中央町10番43号

(所属) 市長公室政策調整係

(氏 名) 大和秀成

(電 話) 0597-23-8134

(e-mail) sechosei@city.owase.lg.jp

# 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県		運行系統名	地域間幹線/地域	確保維持事業に要する	幹線特	ţ		ダー系統の基準適台 前助対象の基準」)	à
(市区町 村)	運行予定者名   	T予定者名 (申請番号)				基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件	
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾 (1) 鷲地区(尾鷲駅〜朝日 町〜紀伊松本)	地域内フィーダー	3,532		乗合バス型	1	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	3
三重県	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾 (2) 鷲地区(尾鷲駅〜光ヶ 丘〜尾鷲駅)	地域内フィーダー	2,493		乗合バス型	1	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	3
尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾 (3) 鷲地区(尾鷲駅~朝日 町~夢古道おわせ前)	地域内フィーダー	462		乗合バス型	1	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	3
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス須 (4) 賀利地区(須賀利~島 勝)	地域内フィーダー	2,574		乗合バス型	1	バス停( 島勝 )にて 幹線「島勝線 」に接続	3
		尾鷲市コミュニティバス (5) 八鬼山線(瀬木山〜三 木浦〜三木里駅前)	地域内フィーダー	12,065		乗合バス型	1	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	3
		尾鷲市コミュニティバス (6) 八鬼山線(三木里駅前 ~東古江)	地域内フィーダー	322		乗合バス型	①(1)	JR三木里駅にて 「紀勢本線」に接続	3
		尾鷲市コミュニティバス (7) ハラソ線(天満堤防〜 三木里駅前〜梶賀)	地域内フィーダー	7,704		乗合バス型	1	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	3
	合	計		29,152					

### (注)

- 1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。

# 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県		運行系統名	地域間幹線/地域	確保維持事業に要する	幹線特	ţ		ダー系統の基準適台 前助対象の基準」)	à
(市区町 村)	運行予定者名   	T予定者名 (申請番号)				基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件	
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾 (1) 鷲地区(尾鷲駅〜朝日 町〜紀伊松本)	地域内フィーダー	3,532		乗合バス型	1	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	3
三重県	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾 (2) 鷲地区(尾鷲駅〜光ヶ 丘〜尾鷲駅)	地域内フィーダー	2,493		乗合バス型	1	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	3
尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾 (3) 鷲地区(尾鷲駅~朝日 町~夢古道おわせ前)	地域内フィーダー	462		乗合バス型	1	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	3
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス須 (4) 賀利地区(須賀利~島 勝)	地域内フィーダー	2,574		乗合バス型	1	バス停( 島勝 )にて 幹線「島勝線 」に接続	3
		尾鷲市コミュニティバス (5) 八鬼山線(瀬木山〜三 木浦〜三木里駅前)	地域内フィーダー	12,065		乗合バス型	1	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	3
		尾鷲市コミュニティバス (6) 八鬼山線(三木里駅前 ~東古江)	地域内フィーダー	322		乗合バス型	①(1)	JR三木里駅にて 「紀勢本線」に接続	3
		尾鷲市コミュニティバス (7) ハラソ線(天満堤防〜 三木里駅前〜梶賀)	地域内フィーダー	7,704		乗合バス型	1	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	3
	合	計		29,152					

(注)

- 1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 4.「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。

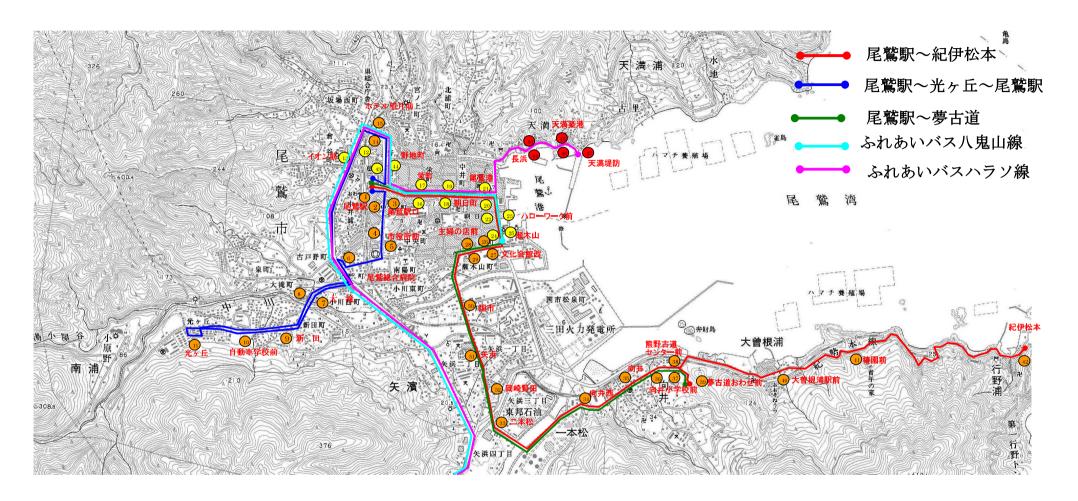
# 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県		運行系統名	地域間幹線/地域	確保維持事 業に要する	幹線特	(別表6「補助対象の基準」)					
(市区町 村)	運行予定者名	(申請番号)	·号)		乗合バス 型/デマ ンド型の別 基準口で該 当する要件		接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	基準二で該 当する要件			
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾 (1) 鷲地区(尾鷲駅〜朝日 町〜紀伊松本)	地域内フィーダー	3,532		乗合バス型	1	パス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	3		
三重県	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾 (2) 鷲地区(尾鷲駅〜光ヶ 丘〜尾鷲駅)	地域内フィーダー	2,493		乗合バス型	1	バス停(尾鷲総合病院)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	3		
尾鷲市	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス尾 (3)鷲地区(尾鷲駅〜朝日 町〜夢古道おわせ前)	地域内フィーダー	462		乗合バス型	1	バス停(瀬木山)にて 幹線「島勝線」等に接続	3		
	尾鷲市	尾鷲市ふれあいバス須 (4)賀利地区(須賀利~島 勝)	地域内フィーダー	2,574		乗合バス型	1	バス停( 島勝 )にて 幹線「島勝線 」に接続	3		
		尾鷲市コミュニティバス (5) 八鬼山線(瀬木山〜三 木浦〜三木里駅前)	地域内フィーダー	12,065		乗合バス型	1	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	3		
		尾鷲市コミュニティバス (6) 八鬼山線(三木里駅前 〜東古江)	地域内フィーダー	322		乗合バス型	①(1)	JR三木里駅にて 「紀勢本線」に接続	3		
		尾鷲市コミュニティバス (7) ハラソ線(天満堤防~ 三木里駅前~梶賀)	地域内フィーダー	7,704		乗合バス型	1	バス停(尾鷲市病院前)にて 幹線「南紀特急バス」等に接続	3		
	合	計		29,152							

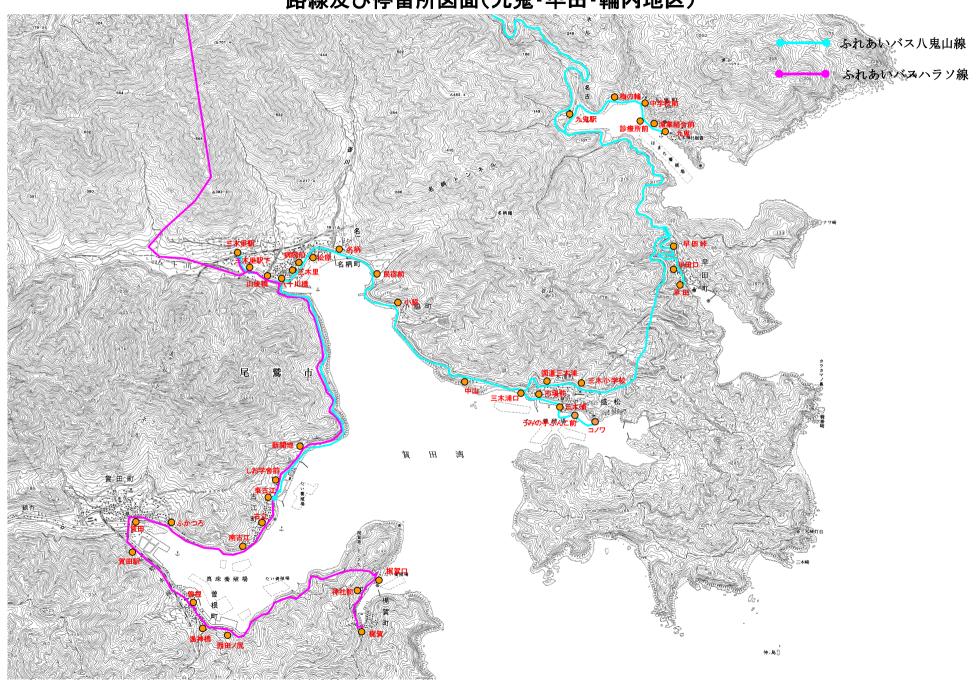
### (注)

- 1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
- 4.「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。

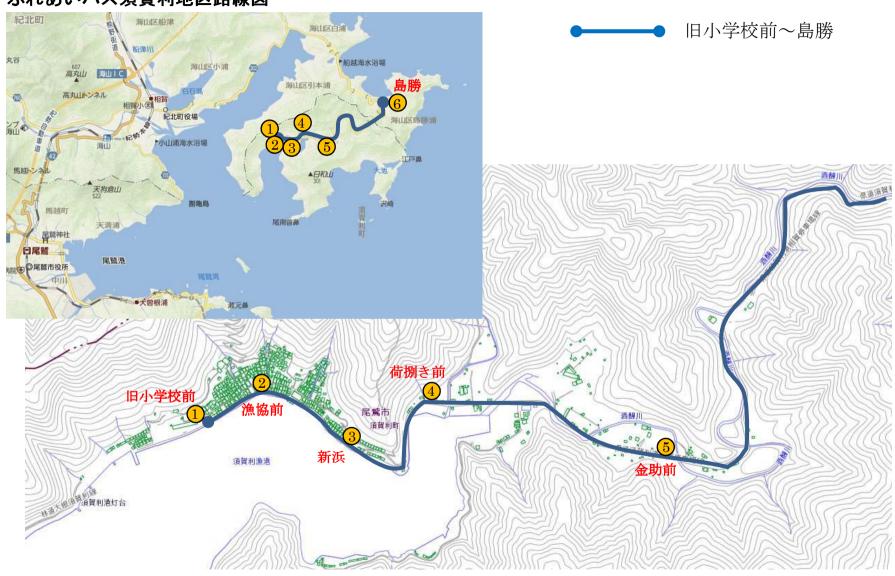
# ふれあいバス路線図



# 路線及び停留所図面(九鬼・早田・輪内地区)



# ふれあいバス須賀利地区路線図



			区間		時		刻	
	停留所名		時 分					
東	古	江	0	6:32				
L	お 学 舎	前	0	6:32				
新	開	地	0	6:32		ハラソ線	ハラソ線	
八	十 川	橋	5	6:37		梶賀より	梶賀より	
山	後	橋	1	6:38		9:34着	13:24着	
=	木 里 駅	下	0	6:38		1	<del>-</del>	
=	木 里	駅	1	6:39	6:40	9:40	13:30	17:10
E	木 里 駅	下	1	0.00	6:41	9:41	13:31	17:11
<u>—</u>	<u></u>	橋	0		6:41	9:41	13:31	17:11
	十 川	橋	1		6:42	9:42	13:32	17:12
八 三		恒里	0		6:42	9:42	13:32	17:12
			1		<b>!</b>			
病	院	前	0		6:43	9:43	13:33	17:13
松		原	1		6:43	9:43	13:33	17:13
名		柄			6:44	9:44	13:34	17:14
民	宿	前	0		6:44	9:44	13:34	17:14
小		脇	2		6:46	9:46	13:36	17:16
中		山	2		6:48	9:48	13:38	17:18
三.	木 浦	П	1		6:49	9:49	13:39	17:19
市	場	前	0		6:49	9:49	13:39	17:19
lΞ	木	浦	1		6:50	9:50	13:40	17:20
う	みの子ぶんこ	前	1		6:51	9:51	13:41	17:21
	ノワ(着	)	1		6:52	9:52	13:42	17:22
⊐	ノ ワ (発	)	1		6:53	9:53	13:43	17:23
う	クワ ( 着 ノ ワ ( 発 みの子ぶんこ	前	1		6:54	9:54	13:44	17:24
IΞ	<del></del>	浦	1		6:55	9:55	13:45	17:25
市	場	前	0		6:55	9:55	13:45	17:25
=	 木 浦		0		6:55	9:55	13:45	17:25
国	道三木	浦	2		6:57	9:57	13:47	17:27
r	木 小 学 校	前	1		6:58	9:58	13:48	17:28
<u>三</u> 早	田	峠	5		7:03	10:03	13:53	17:33
早	田		1		7:04	10:04	13:54	17:34
早	田 ( 着	)	1		7:05	10:05	13:55	17:35
早	田(発	)	1		7:06	10:06	13:56	17:36
早	田		1		7:07	10:07	13:57	17:37
早		止 峠	0		7:07	10:07	13:57	17:37
九	鬼	駅	7		7:14	10:14	14:04	17:44
梅	<u> </u>	輪	1		7:15	10:15	14:05	17:45
中			1		7:16	10:16	14:06	17:46
		前	1					17:47
診		前	0		7:17 7:17	10:17	14:07	
漁	業組合	前、	1			10:17	14:07	17:47
九	鬼 町 ( 着 鬼 町 ( 発	)	1		7:18	10:18	14:08	17:48
九		)			7:19	10:19	14:09	17:49
漁	業組合	前	0 1		7:19	10:19	14:09	17:49
診	療所	前	1		7:20	10:20	14:10	17:50
中	学 校	前			7:21	10:21	14:11	17:51
梅	<u>の</u>	輪	1		7:22	10:22	14:12	17:52
九	鬼	駅	1		7:23	10:23	14:13	17:53
国	道  矢	浜	15		7:38	10:38	14:28	18:08
尾	鷲 市 病 院	前	3		7:41	10:41	14:31	18:11
1	オン	前	1		7:42	10:42	14:32	18:12
野	地	町	2		7:44	10:44	14:34	18:14
栄		町	1		7:45	10:45	14:35	18:15
朝	日	町	1		7:46	10:46	14:36	18:16
尾	<u>鷲</u> ローワーク	港	1		7:47	10:47	14:37	18:17
/١	ローワーク	前	0		7:47	10:47	14:37	18:17
瀬	木	山	1		7:48	10:48	14:38	18:18
_		_		_				

尾鴬市行		合前→早田→.	三木浦→三木᠑	里駅→東古江		
	区間		時		刻	
停留所名	時 分					
木	山	8:05	12:00	15:50	18:55	
<u>ローワーク</u>	前 0 港 1	8:05	12:00	15:50	18:55	
黛		8:06	12:01	15:51	18:56	
, –	町 1	8:07	12:02	15:52	18:57	
	m 1	8:08	12:03	15:53	18:58	
地	町 1	8:09	12:04	15:54	18:59	
オン	前 2	8:11	12:06	15:56	19:01	
質 市 病 院	前 1	8:12	12:07	15:57	19:02	
	浜 2	8:14	12:09	15:59	19:04	
	駅 15	8:29	12:24	16:14	19:19	
<u></u> σ	輪 1	8:30	12:25	16:15	19:20	
9 校	前 1	8:31	12:26	16:16	19:21	
療所	前 1	8:32	12:27	16:17	19:22	
皇 業 組 合	前 0	8:32	12:27	16:17	19:22	
L 鬼 町 ( 着	) 1	8:33	12:28	16:18	19:23	
L 鬼 町 (発		8:34	12:29	16:19	19:24	
魚 業 組 合	前 0	8:34	12:29	16:19	19:24	
療所	前 1	8:35	12:30	16:20	19:25	
字 校	前 1	8:36	12:31	16:21	19:26	
∮	輪 1	8:37	12:32	16:22	19:27	
鬼	駅 1	8:38	12:33	16:23	19:28	
<u>!</u> 田	峠 6	8:44	12:39	16:29	19:34	
<u></u> 田	□ 1	8:45	12:40	16:30	19:35	
旦 田 ( 着	) 1	8:46	12:41	16:31	19:36	
田 (発	) 1	8:47	12:42	16:32	19:37	
<u>H</u>	□ 1	8:48	12:43	16:33	19:38	
旦 田	峠 0	8:48	12:43	16:33	19:38	
木 小 学 校	前 7 浦 1	8:55	12:50	16:40	19:45	
〕 道 三 木	浦 1	8:56	12:51	16:41	19:46	
木 浦	□ 1	8:57	12:52	16:42	19:47	
場	前 0	8:57	12:52	16:42	19:47	
ī 場 E 木	浦 1	8:58	12:53	16:43	19:48	
みの子ぶんこ	前 1	8:59	12:54	16:44	19:49	
· ノ ワ ( 着 · ノ ワ ( 発	) 1	9:00	12:55	16:45	19:50	
ノ ワ ( 発	) 1	9:01	12:56	16:46	19:51	
み の 子 ぶ ん こ	前 1	9:02	12:57	16:47	19:52	
木	浦 1	9:03	12:58	16:48	19:53	
ī 場	前 0	9:03	12:58	16:48	19:53	
木 浦	□ 0	9:03	12:58	16:48	19:53	
1	山 2	9:05	13:00	16:50	19:55	
\	山 2 脇 2	9:07	13:02	16:52	19:57	
宿	前 2	9:09	13:04	16:54	19:59	
i	柄 0	9:09	13:04	16:54	19:59	
\$	原 1	9:10	13:05	16:55	20:00	
院	前 0	9:10	13:05	16:55	20:00	
木	里 1	9:11	13:06	16:56	20:01	
. + 111	橋 0	9:11	13:06	16:56	20:01	
」 後	<u></u> 橋 1	9:12	13:07	16:57	20:02	
木 里 駅	下 0	9:12	13:07	16:57	20:02	
: 木 里	· 駅 1	9:13	13:08	16:58	20:03	20:08
- 木 里 駅	下 1	1	↓	↓		20:09
1 後	橋 0	9:35発	13:25発	17:20発		20:09
	橋 1	ハラソ線	ハラソ線	ハラソ線		20:10
	地 5	瀬木山行き	瀬木山行き	瀬木山行き		20:15
お 学 舎	前 0					20:15
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	江 0	<b></b>	ļ	ļ	ļ	20:15

# ふれあいバスハラソ線 時刻表

**框**智→智田駅→古汀→=木里駅→尾**警**市街

/ <del>=</del> 57 =	区間										
停留所名	時 分		<u>%1 %2</u>	<b>%1 %2</b>	<b></b> 2						
梶 賀		7:10	9:10	13:00	16:55						
神社前	1	7:11	9:11	13:01	16:56						
梶 賀 口	0	7:11	9:11	13:01	16:56						
西田ノ尻	5	7:16	9:16	13:06	17:01						
逢 神 橋	1	7:17	9:17	13:07	17:02						
曽 根	1	7:18	9:18	13:08	17:03						
賀 田 駅 ( 着 )	2	7:20	9:20	13:10	17:05						
賀 田 駅 (発)	0	7:20	9:20	13:10	17:05						
賀田	1	7:21	9:21	13:11	17:06						
ふかつろ	2	7:23	9:23	13:13	17:08						
南 古 江	2	7:25	9:25	13:15	17:10						
古 江	1	7:26	9:26	13:16	17:11						
東 古 江	1	7:27	9:27	13:17	17:12						
しお学舎前	0	7:27	9:27	13:17	17:12						
新 開 地	0	7:27	9:27	13:17	17:12						
八十川橋	5	7:32	9:32	13:22	17:17						
山 後 橋	1	7:33	9:33	13:23	17:18						
三木里駅下	0	7:33	9:33	13:23	17:18						
三木里駅(着)	1	7:34	9:34	13:24	17:19						
三木里駅(発)	1	7:35	9:35	13:25	17:20						
国 道 矢 浜	13	7:48	9:48	13:38	17:33						
尾鷲市病院前	3	7:51	9:51	13:41	17:36						
イ オ ン 前	1	7:52	9:52	13:42	17:37						
野 地 町	2	7:54	9:54	13:44	17:39						
栄 町	1	7:55	9:55	13:45	17:40						
朝 日 町	1	7:56	9:56	13:46	17:41						
尾鷲港	1	7:57	9:57	13:47	17:42						
長 浜	2	7:59	9:59	13:49	17:44						
天 満 築 港	1	8:00	10:00	13:50	17:45						
天 満 堤 防	0	8:00	10:00	13:50	17:45						

# **平成25年10月1日** 尾鷲市街→三木里駅→古江→賀田駅→梶賀

	•		区間		<del>時</del>	刻	
	停留所名	3	時 分				
天	満場	防		8:13	11:53	15:53	18:48
天	満築	港	0	8:13	11:53	15:53	18:48
長		浜	1	8:14	11:54	15:54	18:49
尾	鷲	港	2	8:16	11:56	15:56	18:51
朝	日	町	1	8:17	11:57	15:57	18:52
栄	••••••	町	1	8:18	11:58	15:58	18:53
野	地	町	1	8:19	11:59	15:59	18:54
1	オ ン	前	2	8:21	12:01	16:01	18:56
尾	鷲市病	院前	1	8:22	12:02	16:02	18:57
国	道 矢	浜	2	8:24	12:04	16:04	18:59
Ξ	木里駅	(着)	14	8:38	12:18	16:18	19:13
ĮΞ	木里駅	(発)	1	8:39	12:19	16:19	19:14
ĮΞ	木里!	駅 下	1	8:40	12:20	16:20	19:15
山	後	橋	0	8:40	12:20	16:20	19:15
八	十二月	橋	1	8:41	12:21	16:21	19:16
新	開	地	5	8:46	12:26	16:26	19:21
L	お 学 :	舎前	0	8:46	12:26	16:26	19:21
東	古	江	0	8:46	12:26	16:26	19:21
古		江	1	8:47	12:27	16:27	19:22
南	古	江	1	8:48	12:28	16:28	19:23
ふ	かっ	) ろ	2	8:50	12:30	16:30	19:25
賀		田	2	8:52	12:32	16:32	19:27
賀	田駅(	着 )	1	8:53	12:33	16:33	19:28
賀	田駅(	発)	0	8:53	12:33	16:33	19:28
曽		根	2	8:55	12:35	16:35	19:30
湰	神	橋	1	8:56	12:36	16:36	19:31
西	田ノ	尻	1	8:57	12:37	16:37	19:32
梶	賀	П	5	9:02	12:42	16:42	19:37
神	社	前	0	9:02	12:42	16:42	19:37
梶		賀	1	9:03	12:43	16:43	19:38

# ふれあいバス(尾鷲地区) \_\_ 時刻表(H25.3.16~)

								À	いれしめしい	/\/	(尾篇地	식!	)時刻	衣(	,HZ 0. J.	10~	,				_		
	紀	伊	ŧΛ. ·	<b>本 ↓</b>	7:25	Į	8:45	T !		l !		Ţ	11:25			11	14:05			Ti!	16:55	⊬成2   !	5年3月16日
	椿	原			<u> </u>	Ţ	8:48	╁		H		Ţ	11:28	H		1	14:08			Ţ	16:58	H	
	_			-	<del> </del>	+		╁		Hi		+		H		++		H		+ - !		H	
	_	曽根氵		+	7 - 30	1	8:50	Hİ		Hi		ţ	11:30	H	10.04	1	14:10	H		Į.	17:00	H	
		ち道お野				╂.		╁		H		l l		1	13:04	1.1		H		Į.	17:03	H	
		野ンタ			7:32	1	8:52	ļ.		H		ţ	11:32	1	13:05	1	14:12	H		1	17:04	H	
	向:	井 小 🖺		+	<del> </del>	Į.	8:52	l i		l i		ţ	11:32	Ţ	13:05	1	14:12	ļį		1	17:04	Цį	
	向			# 1	<del> </del>	1	8:53	Цİ		₽į		ţ	11:33	ı	13:06	11	14:13	H		ţ	17:05	Цİ	
紀	向	井		西↓	<del> </del>	ı	8:53	<u> </u>		ļį		ţ	11:33	1	13:06	11	14:13	l i		Į.	17:05	Ш	
伊松	-	本		公↓	7:35	Ţ	8:55	Ļį		⊥ į		ţ	11:35	1	13:08	1	14:15	Lİ		Į į	17:07	Шį	
本~	圌	崎	野	∄↓	7:36	1	8:56	L		L		ţ	11:36	1	13:09	1	14:16			ţ	17:08	H	
尾	矢		į	<b>兵</b> ↓	7:37	ţ	8:57					ţ	11:37	ţ	13:10	1	14:17	l		ţ	17:09		
鷲駅	Ħ		ī	₽ 1	7:38	ı	8:58	į		ļį		1	11:38	1	13:11	1	14:18	į		↓ ↓	17:10	li	
叫	生	婦の	店 1	ij 1	7:38	ı	8:58					1	11:38	1	13:11	1	14:18			↓ l	17:10		
	文	化 会	館i	祖十	7:39	1	8:59			ļ		ţ	11:39	1	13:12	1	14:19	ļ		ļ	17:11	į	
	瀬	木		ПŢ	7:40	ţ	9:00			li		ţ	11:40	1	13:13	Ţ	14:20	П		ţ	17:12		
	<b>Λ</b> Ι	コーワ	<b>一</b> クi	ii l	7:40	ı	9:00					ţ	11:40	ı	13:13	1	14:20			1	17:12		_
1	尾	鷲	;	巷↓	7:41	ţ	9:01					ţ	11:41	1	13:14	1	14:21			ţ	17:13	П	
	朝	日	ı	n 1	7:42	ı	9:02					ţ	11:42	ı	13:15	ı	14:22			ţ	17:14	П	
	栄		ı	<b>ग</b> ↓	7:43	ı	9:03			П		ţ	11:43	ı	13:16	ı	14:23			ı	17:15	П	
	尾	鷲	ļ	訳 1	7:45	ţ	9:05					ţ	11:45	ı	13:18	1	14:25			ı	17:17		
	尾	鷲	ļ	趴 1	7:50	ı	9:10	1	10:00	1	10:30	ţ	11:50	ţ	13:18			ı	15:40	ţ	17:20	1	18:00
尾	尾	鷲	駅	⊒ ↓	7:52	ı	9:12	1	10:02	ţ	10:32	ţ	11:52	1	13:20			ı	15:42	1	17:22	1	18:02
鷲駅	÷	役	所「	if l	<u> </u>	ı	9:13	1	10:03	Į.	10:33	ţ	11:53	1	13:21	11		ı	15:43	ţ	17:23	1	18:03
<b>「尾</b>	尾	鷲 総 1		÷	7:55	1	9:15	1	10:05	↓ ↓	10:35	1	11:55	1	13:23	11		1	15:45	↓ ↓	17:25	1	18:05
鷲	大			竜↓	+	ı	9:17	1	10:07	ţ	10:37	ı	11:57	1	13:25	11		ı	15:47	1	17:27	1	18:07
総合	新			<b>∄</b> ↓	<del> </del>	ı	9:18	Į į	10:08	Į Į	10:38	ţ	11:58	1	13:26	<u>li</u>		ı	15:48	↓ ↓	17:28	1	18:08
病院		動車			7:59	ı	9:19	Į Į	10:09	ţ	10:39	ţ	11:59	1	13:27	11		1	15:49	Į.	17:29	1	18:09
5	光	ケ		£ ↓	i	1	9:20	Į.	10:10	ţ	10:40	ţ	12:00	1	13:28	<del>l i</del>		1	15:50	1	17:30	1	18:10
光ケ	ᅕ	et av		竜↓	i	1	9:22	1	10:12	Į.	10:42	ţ	12:02	1	13:30	+		1	15:52	Į.	17:32	1	18:12
丘	-	鷲 総 1		-	<u> </u>	ļ	9:24	1	10:14	1	10:44	1	12:04	Į.	13:32	++		1	15:54	1	17:34	1	18:14
尾	1	<u>オ</u> テル i		前 ↓ 前 ↓	<u> </u>	1	9:26 9:27	1	10:16	↓ ↓	10:46	ţ	12:06	1	13:34	<del>                                     </del>		1	15:56 15:57	↓ ↓	17:36	1	18:16 18:17
鷲駅	野	・ル・地		时 ↓	-	+	9:29	+ <u>i</u>	10:17	1	10:47	1	12:09	1	13:36	++		+	15:59	++	17:39	1	18:19
	尾	鷲		郎 1	i	ļ	9:30	1	10:19	1	10:50	1	12:10	1	13:38	+		1	16:00	Į.	17:40	1	18:20
	Æ	, me		*   +	1 0.10	<u> </u>	3.30	<u>  * i</u>	10.20	<b>+</b>	10.00	<b>! *</b>	12.10	<u>  *                                   </u>	13.30	i		•	10.00	* ;	17-40	•	10.20
	尾	鷲	ļ	訳 ↓	8:20			<b> </b>	10:55	Ιį		Ţ	12:50	Į.	13:40	Πį		Į.	16:05	Į		Į.	18:20
1	栄		_	BT 1				Ţ	10:57	П		Ţ	12:52	ı	13:42			1	16:07			1	18:22
1	朝	日		町 ↓	<del>-</del>			1	10:58	П		1	12:53	ı	13:43	Tİ		1	16:08	T		1	18:23
	尾	鷲	,	巷↓	8:24			1	10:59			ţ	12:54	ı	13:44			Ţ	16:09	T		Ţ	18:24
1	71	コーワ	<b>一</b> クi	ń ļ	8:24			1	10:59			ţ	12:54	1	13:44			1	16:09			1	18:24
	瀬	木		П 1	8:25			ı	11:00			ţ	12:55	ţ	13:45			ı	16:10			1	18:25
1	文	化 会	館	西↓	8:25			ı	11:00			ţ	12:55	ı	13:45			ı	16:10			1	18:25
尾	ŧ	婦の	店	前↓	8:26			ı	11:01			ļ	12:56	ı	13:46			ı	16:11			ţ	18:26
鷲駅	国			ŧ↓				Į Į	11:02	Li		ţ	12:57	1	13:47	ЦĹ		ı	16:12	<u>l</u> i		1	18:27
	矢			<b>兵</b> ↓	<u> </u>			ţ	11:03	Ш		ţ	12:58	ı	13:48	$\perp \downarrow$		ı	16:13	ĮĮ		1	18:28
紀伊	岡	崎		∄ 1		$\perp$		ı	11:04	Li		ı	13:00	ı	13:49	$\perp \downarrow$		ı	16:14	$\perp \downarrow$		1	18:29
松本	=	本		公 ↓		1		1	11:05	Ш		ţ	13:00	1	13:50	$\downarrow \downarrow$		1	16:15	╁		1	18:30
A	向	井		西↓		_		1	11:07	$\perp$		ţ	13:02	ı	13:52	$\bot \downarrow$		1	16:17	$\downarrow \downarrow$		1	18:32
	向			# 1	+	_		Į Į	11:07	$\sqcup$		1	13:02	1	13:52	$\perp \downarrow$		1	16:17	$\downarrow \downarrow$		1	18:32
1		井小雪				1		Į.	1108	Ш		ţ	13:03	1	13:53	+		1	16:18	+		1	18:33
		野 ンタ			8:33	-		ţ	11:08	H		ţ	13:03	1	13:53	+		ı	16:18	44		1	18:33
1	_	ち道お			- <del></del>	-		<del>                                     </del>	11.10	H		ţ	13:04	<b>   </b>	10.55	+		1.	10.00	+		1.	10.05
Ī		曽根氵		+		+	<u> </u>	Į.	11:10	${\mathbb H}$		$\dashv$		Į.	13:55	+		1	16:20	+		1	18:35
	椿	園		前↓				Ţ	11:12	Н		Н		Ţ	13:57	+		Ţ	16:22	H		1	18:37
	紀	伊	松	<b>本</b> ↓	8:41			Į į	11:15					l	14:00	Li		1	16:25			1	18:40

平成25年10月1日

ふ	れあいバス	《須賀利地	区(尾鷲方	面)	
停留所名			時 刻		
旧小学校前	7:15	9:15	12:15	14:15	16:15
漁協前	7:16	9:16	12:16	14:16	16:16
新浜	7:16	9:16	12:16	14:16	16:16
荷捌き場前	7:17	9:17	12:17	14:17	16:17
金助前	7:18	9:18	12:18	14:18	16:18
島勝	7:30	9:30	12:30	14:30	16:30
ふれ	しあいバスジ	須賀利地区	【(須賀利力	面)	
停留所名			時 刻		
島勝	7:35	9:35	12:35	14:35	16:35
金助前	7:43	9:43	12:43	14:43	16:43
荷捌き場前	7:44	9:44	12:44	14:44	16:44
新浜	7:44	9:44	12:44	14:44	16:44
漁業前	7:45	9:45	12:45	14:45	16:45
旧小学校前	7:46	9:46	12:46	14:46	16:46

※日曜は運休

		東	古江	→三木島	里駅→三木浦−	→早田→漁業	JR紀勢線	<b>一</b> 街	
				区間		時	JK記野縣 新宮行(9:21着)	刻	
	停留店	听名		時 分		L	#/LIT(3:22/E)		
東	古		江	0	6:32		П		
L	お学	舎	前	0	6:32			ſ	
新	開		地	0	6:32	JR紀勢線	ハラソ線	ハラソ線	JR紀勢線 多気行(17:06着)
八	+	JII	橋	5	6:37	新宮行(6:10着)	- 梶賀より	- 梶賀より	9 X(1) (17.00/g)
<u> </u>	' 後		橋	1	6:38		9:34着	13:24着	T
<del>"</del>		駅		0	<del></del>	{ <u>-</u> ]	9.34/自	13.24/国	<del>  </del>
Ξ	木 里		下		6:38		↓ 	, , , , , ,	
Ξ	木		駅	1	6:39	6:40	9:40	13:30	17:10
Ξ	木 里	駅	下	11	<b>↓</b> ∏	6:41	9:41	13:31	17:11
山	後		橋	0	<b>₩</b>	6:41	9:41	13:31	17:11
八	+	JII	橋	1	JR紀勢線	6:42	9:42	13:32	17:12
Ξ_	木		里	0	多気行(7:14発)	6:42	9:42	13:32	17:12
病	院		前	1		6:43	9:43	13:33	17:13
松			原	0	1	6:43	9:43	13:33	17:13
名			柄	1	T	6:44	9:44	13:34	17:14
民	宿		前	0	t	6:44	9:44	13:34	17:14
小			脇	2	t	6:46	9:46	13:36	17:16
中			山	2	<del> </del>	6:48	9:48	13:38	17:18
=	木	浦	_ <u>"</u>	1	<del> </del>	6:49	9:49	13:39	17:19
市		/H3	前	0	<del> </del>	6:49	9:49	13:39	<del></del>
·П				1	<del> </del>		<b></b>	<del></del>	17:19
<u>=</u>	<u></u> 木		浦	<u>-</u>	<b></b>	6:50	9:50	13:40	17:20
<u>رَ</u>		ぶんこ	前	11	ļ	6:51	9:51	13:41	17:21
Ξ	ノワ	( 着	)	1	ļ	6:52	9:52	13:42	17:22
	ノワ	(発	)	11	<b> </b>	6:53	9:53	13:43	17:23
<u>ءَ وَ</u>	みの子	<u>ぶんこ</u>	前	11	<b> </b>	6:54	9:54	13:44	17:24
Ξ_	木		浦	1	ļ	6:55	9:55	13:45	17:25
市	場		前	0	l	6:55	9:55	13:45	17:25
Ξ.	木	浦		0		6:55	9:55	13:45	17:25
国	道三	木	浦	2		6:57	9:57	13:47	17:27
≡	木 小	学 校	前	1	I	6:58	9:58	13:48	17:28
早	田		峠	5	1	7:03	10:03	13:53	17:33
早	田		П	1	İ	7:04	10:04	13:54	17:34
早	田	(  着	)	1	†	7:05	10:05	13:55	17:35
早	田	(発	)	1	<u> </u>	7:06	10:06	13:56	17:36
早	田			1	t	7:07	10:07	13:57	17:37
<u>-</u> 早	田		<u></u> 峠	0	t	7:07	10:07	13:57	17:37
九	 鬼		駅	7	t	7:14	10:14	14:04	17:44
	<u> </u>			1	ł		<del> </del>	14:05	<del></del>
梅			輪	1	<del> </del>	7:15 7:16	10:15 10:16	14:05	17:45 17:46
診		校配	前前	<u>-</u>	<del> </del>		10:16	14:06	17:40
	療	所		<u>-</u>	<del> </del>	7:17	<del> </del>		<del> </del>
漁	業 組		前、	0	<del> </del>	7:17	10:17	14:07	17:47
九	鬼町	( 着		1	<del> </del>	7:18	10:18	14:08	17:48
九	鬼町	( 発	)	1	<del> </del>	7:19	10:19	14:09	17:49
漁	業組		前	0	<b> </b>	7:19	10:19	14:09	17:49
診	療	所	前	1	<b> </b>	三重交通 南紀特急バス	10:20	三重交通 南紀特急バス	三重交通
中	学	校	前	1	<b> </b>	単紀行志ハス 上り(7:07着)	10:21	下り(14:05着)	南紀特急バス 下り(17:36着)
梅	の		輪	11	<b> </b>	<u> </u>	10:22	<del></del>	177(17:30酒/
九	鬼		駅	1	<u> </u>	<u>7∏:3</u>	10:23	1:13	1 :53
国	道	矢	浜	15	<u> </u>	1,28	10:38	1.28	1€:08
尾	鷲市	病院	前	3	7:36	7:41	10:41	14:31	18:11
イ	オ	ン	前	1		<b>П</b> 2	1 42	1 32	1∏12
野	地		町	2	1	₩4	<del>   42</del>	<b>N</b> .34	14.14
栄			町	1	<u> </u>	三重交通	三重交通	三重交通	三重交通
朝	日		町	1	† <u>-</u>	ーエス世 南紀特急バス	南紀特急バス	南紀特急バス	南紀特急バス
尾			港	1	† <u>-</u>	上り(8:07発)	上り(11:07発)	下り(14:56発)	下り(18:35発)
ハ		<b>一</b> ク	前	0	t <b>-</b>	7:47	10:47	14:37	18:17
瀬	- ロー・フ		<u>問</u> 山	1	t	7:48	10:48	14:38	18:18
1.FU	<b>→</b>		ш	'	1	7.40	10.40	14.00	10.10

		7-C /mg 1	11 [2]		口的"十四"。	三木浦→三木島	上引 不口工	力내	
	/ 京のま	- 47		区間		時		刻	
41	停留所	'名	.1.	時 分			三重交通 南紀高速バス		
瀬			山		8:05	12:00	ドリ(15:04着)	18:55	
<u>^_</u>	ㅁ ㅡ ワ	<u> </u>	前	0	8:05	12:00	南紀高速バス	18:55	
尾	鷲		港	1	三重交通	12:01	上り(15:06着) 南紀特急バス	三重交通 南紀特急バス	
朝	日		町	1	南紀特急バス 上り(8:07着)	12:02	上り(15:17着)	開紀符思ハス 下り(18:35着)	
栄			町	1		12:03		<u> </u>	
野	地		町	1	<del></del> 9	1∏04	1054 56	1 59 01	
イ	オ	ン	前	2		U06	<del></del>		
尾	鷲市	病院	前	1	8:12	12:07	15:57	19:02	
国	道	矢	浜	2	14	<u></u>	15:57 14	1 <mark>1</mark> 04	
九	鬼		駅	15	<b>\</b> 29	1.24	₩14	10/19	
梅	の		輪	1	三重交通	三重交通	三重交通	三重交通	<b>]</b>
中	学	校	前	1	南紀高速バス 上り(8:36発)	南紀高速バス 上り(12:36発)	南紀特急バス 下り(16:35発)	南紀高速バス 下り(19:14発)	
診	療	所	前	1		南紀特急バス		南紀特急バス	
漁	業組	合	前	0	8:32	上り(13:07発)	16:17	下り(19:36発)	<b></b>
九	鬼		)	1	8:33		16:18	<u> </u>	J
九	鬼		)	1	8:34	12:29	16:19	19:24	
漁	業組	合	前	0	8:34	12:29	16:19	19:24	
診	療	所	前	1	8:35	12:30	16:20	19:25	
中	学	校	前	1	8:36	12:31	16:21	19:26	
梅	<u>0</u>		輪	1	8:37	12:32	16:22	19:27	
九	鬼		駅	1	8:38	12:33	16:23	19:28	
早	田		峠	6	8:44	12:39	16:29	19:34	
早	田		П	1	8:45	12:40	16:30	19:35	
早	田	(  着	)	1	8:46	12:41	16:31	19:36	
早	田	(発	)	1	8:47	12:42	16:32	19:37	
早	田		П	1	8:48	12:43	16:33	19:38	
早	田		峠	0	8:48	12:43	16:33	19:38	
Ξ	木 小	学 校	前	7	8:55	12:50	16:40	19:45	
国	道 三	木	浦	1	8:56	12:51	16:41	19:46	
Ξ	木	浦		1	8:57	12:52	16:42	19:47	
市	場		前	0	8:57	12:52	16:42	19:47	
Ξ	木		浦	1	8:58	12:53	16:43	19:48	
う・	みの子.	ぶんこ	前	1	8:59	12:54	16:44	19:49	
⊐	ノワ	(  着	)	1	9:00	12:55	16:45	19:50	
コ	ノワ	(発	)	1	9:01	12:56	16:46	19:51	
う・	みの子.	ぶんこ	前	1	9:02	12:57	16:47	19:52	
Ξ	木		浦	1	9:03	12:58	16:48	19:53	
市	場		前	0	9:03	12:58	16:48	19:53	
	木	浦		0	9:03	12:58	16:48	19:53	
三 中			山	2	9:05	13:00	16:50	19:55	
小			脇	2	9:07	13:02	16:52	19:57	
民	宿		前	2	9:09	13:04	16:54	19:59	
名			柄	0	9:09	13:04	16:54	19:59	
松			原	1	9:10	13:05	16:55	20:00	
病	院		前	0	9:10	13:05	16:55	20:00	
Ξ	木		里	1	9:11	13:06	16:56	20:01	
八	+	Ш	橋	0	9:11	13:06	16:56	20:01	
山	後		橋	1	9:12	13:07	16:57	20:02	
Ξ	木 里	駅	下	0	9:12	13:07	16:57	20:02	
Ξ	木	里	駅	1	9:13	13:08	16:58	20:03	20:08
Ξ	木 里	駅	下	1	Ţ	Į.	J	П	20:09
山			橋	0	9:35発	13:25発	17:20発 _	U	20:09
八	+	Л	橋	1	ハラソ線	ハラソ線	ハラソ線	JR紀勢線	20:10
新	開		地	5	瀬木山行き	瀬木山行き	瀬木山行き	新宮行(20:08発)	20:15
L	お学	舎	前	0		-A-T-MITC	П	長島行(20:18発)	20:15
東	古		江	0	<del>                                     </del>		<del>- ↓</del> -		20:15
-10				٦	JR紀勢線	1	JR紀勢線	<u>'</u>	20.10
					新宮行(9:21発)		新宮行(17:32発	)	
							多気行(17:06発		

# ③既存交通との整合性(H25.4.1~)

ハラソ線については、賀田駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速 バスに接続しています。

梶賀→賀田	<b>Ⅰ駅→古江→三木里</b>	駅→尾鷲市街	_		尾鷲市街→∃	E木里駅→	古江→賀	田駅→梶	賀
   停留所名	時	刻			停留所名	時			刻
梶	賀 7:10 9:10	13:00 16:55	13	天	満堤	方 8:13	11:53	15:53	18:48
神社	前 7:11 9:11	13:01 16:56			満築	<b>8:13</b>	11:53	15:53	18:48
# 20	紀勢線 JR紀勢線	JR紀勢線 魚 <b>101</b>	,     <u>-</u>	Ę	ì	€ 8:14	11:54	15:54	18:49
<u></u>		泉 <b>山川</b> 亀山行(16:13着) (8:43着) <b>06</b> 新宮行(16:13着)	í I lj	天 長 尾	鷲	1	11:56	15.	交通
<b>逢</b> 神	稿 /月/ 9月/	13.07   1/nuz	<u>اً</u> ا	朝	E E	<ul><li>三重交通</li><li>南紀特急バス</li></ul>	11:57		と文理 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
逢 神 曽	根 7/8 1 9/8			栄	E				(18:35着)
賀田駅 (着	) 7:20 9:20	13:10 17:05	ļ. <del>.</del>		地	<u>"                                     </u>	11:59	15:59	18754
賀田駅 (発	) 7:20 9:20	13:10 17:05	<u> </u>	ジ	ヤスコ前		12:01	16:01	18 56
賀	田 7月21 9:21	13 <b>-</b> 11 17:06	Ī	尾	鷲市病院前		12:02	16:02	18:57
ふかつ	ろ 7~23 9:23	13 17:08	Ī	玉	道矢	£ 8 24	12 04	16 04	18 69
南古	<b>江</b> JR紀勢線 <b>25</b>	JR紀勢線 <b>:10</b>	[3	Ξ;	木里駅(差)	8 8	12/18	16/18	19 3
古	江 新宮行(7:59発) <b>: 26</b>	長島行(14:17発) :11			木里駅 三重交通		重交通	三重交通	_         4
東古	江 7:279:27	13:17   17:12		Ξ	<b>木 里</b> 南紀高遠 上り(8:5		記高速バス J(12:36発)	南紀特急バ 下り(16:35	
し お 学 舎	前 7:27 三重交通		lï	Щ	子上流		記特急バス	10.70	<u> </u>
新開	地 7:27 南紀特急 下り(9:2)		,	八	十 川 村	新 8:4 下り	J(12:05発)	16:21	1946
八十川	<b>橋</b> 7:32 南紀特急		j	新	開			16: <sub>三重</sub>	交通
山子	<b>季 7:33</b> 上り(9:3	/		L	お 学 舎 前	fj 8:46	12:26	16: 南紀	高速バス
三木里駅	三重交通	■■ 三重交通	_	東	古	L 8:46	12:26	In I	(19:14発) 特急バス
三 木 里 駅 ( 着 三 木 里 駅 ( 発	南紀高速バス 9 84	南紀特急バス 南紀高端 上り(13:37着) 下り(17	迷ハ <b>ム</b> :14着)	占	ž-	E 8:4   IR	紀勢線	11 12 11	付ぶハヘ (19:36発)
三木里駅(発	7   1   9   5			南	古		宮行(12:23着	6:	
国道矢	浜 748 978	13 98 17 93		ふ	かって	5 8:50	14730	6:30	19:25
尾鷲市病院	前 7:51 9:51	13:41 17:36	Į.	賀	E	B 8:52	12/32	16:32	19:27
ジャスコ	前 7 52 9:52	13 42 17 37	3	賀	田駅(着)	8:53	12:33	16:33	19:28
野地	## <b>** ** ** ** ** ** ** *</b>		<b>—</b> [	賀	田駅(発)	8:53	12:33	16:33	19:28
栄	ーニペー	重交通			<b>†</b>		12:35	16:35	19 30
朝日	上り(8:07発)   9 下	り(14:05発) 開紀高速ハス 上り(17:56発		曽 逢 西	神神		<u> 12.</u> 36	16 <u>·26</u>	10/21
尾鷲	<del>, _ , . , . , </del>   9 <del>! , ,</del>	南紀特急バス	۲   <u> </u>	西	田ノ原	<b>₹</b> JR紀勢線 新宮行(9:2	96発) 第7	16 JR紀勢 新宮行	線 〔20:13発〕 …
長	浜 7:59 9:59			 梶	賀	┚╟ <del>┖┈┈</del>	<del></del> 42	16L***	10 0,
天 満 築	港 8:00 10:0			神	社 前		12:42	16:42	19:37
天 満 堤	防 8:00 10:0	0   13:50   17:45~	17	梶	, 1	9:03	12:43	16:43	19:38

# ③既存交通との整合性

尾鷲地区については、尾鷲駅において、JR紀勢線に接続しています。また、尾鷲総合病院前において、三重交通路線バス南紀特急バス、南紀高速バスに接続しています。

	47	/ <del></del>	,L tr		١.	7.05	1.1	0.45	I		1			11.05	1 :		1.		. 0 5	T :		1.1	10.55		
	紀	伊				7:25	ţ	8:45					ţ	11:25			1		:05			ţ	16:55		
	椿		亄	前	Ľ	7:28	Ţ	8:48					ļ	11:28			1	14	:08			ţ	16:58		
	大旨	自根	浦	駅前	1	7:30	ţ	8:50					ţ	11:30			1	14	:10			ţ	17:00		
				せ前											ļ	13:04						ţ	17:03		
	熊七	野ンク	古 - マ	道 - 前	1	7:32	ţ	8:52					ļ	11:32	ļ	13:05	ļ	14	:12			ţ	17:04		
				校前		7:32	ţ	8:52					ļ	11:32	ţ	13:05	1	14	:12			ţ	17:04		
	向			井	1	7:33	ţ	8:53					ļ	11:33	ļ	13:06	ļ	14	:13			ţ	17:05		
	向	j	#	西	1	7:33	ţ	8:53					ļ	11:33	ļ	13:06	<b>↓</b>	14	:13			ţ	17:05		
	=	7	<b></b>	松	ţ	7:35	Ţ	8:55					ţ	11:35	Ţ	13:08	ļ	14	:15			ţ	17:07		
	岡	崎	野	田	1	7:36	Ţ	8:56					ţ	11:36	ı	13:09	1	14	:16			ı	17:08		
<b>4</b> ⊐	矢			浜	1	7:37	ţ	8:57					ļ	11:37	ļ	13:10	ļ	14	:17			ļ	17:09		
紀伊	国			市	1	7:38	Ţ	8:58					ļ	11:38	Ţ	13:11	1	14	:18			Į.	17:10		
松本	主	婦 (	カル	5 前	ļ	7:38	Ţ	8:58					ļ	11:38	Ţ	13:11	l l	14	:18			ţ	17:10		
3				官西	1	7:39	Ţ	8:59					ļ	11:39	Ţ	13:12	Ţ	14	:19			ţ	17:11		
尾鷲					ļ	7 <u>:</u> 40	Ţ	9 <u>:</u> 00					ļ	11 <u>:</u> 40	Į.	13:13	Ţ	14	:20			Į.	17:12		
駅	4=	_				- ↓		<u> </u>						1		交通 南紀特線	きバス			<b>重</b> 南紀特急	バス				
	瀬	7		重交		南紀特急バス *\		重交通 南紀特 り(9:32発)	急/	バス		三重交通		特急バス	上り(	13:00着) —— <b>—</b>		IJĽ	下り(14: 	12看) —————					
			Ľ	- <b>න</b> (හ	009	5/		9(9:32光)				下り(12:12 三重交通		長島線		<u> î</u>			<u>1</u>						
	ハロ	1 — Ţ	フー	ク前	1	7:40	ţ	9:00				上り(11:50	発)		ļ	13:13	<b>↓</b>	14	:20			ţ	17:12		
	尾	Ī	送	港	1	7:41	ţ	9:01					ļ	11:41	ļ	13:14	ļ	14	:21			ţ	17:13		
	朝	E	3	町	1	7:42	Ţ	9:02					Į.	11:42	ţ	13:15	1	14	:22			ţ	17:14		
	栄			町	1	7:43	ţ	9:03					ļ	11:43	ļ	13:16	ļ	14	:23			ţ	17:15		
	尾	ĵ	塔馬	駅	ţ	7:45	Ţ	9:05			İ		Ţ	11:45	1	13:18	Ţ		:25			Ţ	17:17		
								$\hat{\mathbb{T}}$						Û		Û		$\overline{1}$			_		Û		
								R紀勢線多気行	(9	: 14発)		JR紀李				勢線			记勢線 島行(14:	. 20.2%)		JR紀勢			
								詩急南紀 弘古屋行(10:02∫				新宮1	丁(12	2:00発)		!南紀 「屋行(13∶32 <b>タ</b>	<b>Ě</b> )	I X	±g1] (14 )	.30无/	L	夕凤17	r(17:25発) ————	┦┆	
								,,																	

				多		線 (7:32着) (7:37着)	JR紀 新宮	行(9:03着)		Ī	紀勢 有紀特 名古屋	···急 ·行(10:02茅	<b>章</b> )		JR紀 南紀 勝浦	特急 行(12:44着) 		l i	R紀勢約 南紀特 勝浦行		11	紀勢線 宮行(17:13	着)	
	尾	홑	ž.	駅	-	<b>↓</b> 7:50		<b>∏</b> 9∶10	١,	10:00		<b>∏</b> 10:30	1	11:50	١,	<b>↓</b> 13:18		_	1	∏ 15∶40	_	∏ 17:20		18:00
	<u>尼</u> 尾	<u></u> 鷲	駅		1	7:52	1	9:12	1	10:00	Ţ	10:32	1	11:52	1	13.10	<b>-</b>		1	15:42	1	17:20		10.00
-	市	役	所	前	Ţ	7:53	Ţ	9:13	1	10:03	ļ	10:33	<u> </u>	11:53	ļ	三重交通 南紀特急バス			1	15:43	1	17:23		三重交通 南紀特急バス
					南糸	を を 記高速バス J(7:36着)	南約	重交通 紀高速バス り(8:36着)		三重交通 南紀特急バス 下り(9:25着) 上り(9:37着)				三重交通 南紀特急バス 上り(11:07着)		上り(13:07着) 南紀高速バス下り(13:14着)				交通 特急バス (15:17着)	三重南紀	交通 C高速バス (15:04着)		下り(17:35着) 南紀高速バス 上り(17:56着)
尾鷲						<u>Û</u>		<u>Î</u>	Γ	<b>П</b>				Û	T	Û	-			Û		$\hat{\mathbb{T}}$		Û
駅 ~	尾鷺	<b>套総</b>	合编	<b>寿院</b>	ţ	7:55	ţ	9:15	1	10:05	ţ	10:35	ţ	11:55	ļ	13:23			ţ	15:45	1	17:25		18:05
尾鷲総								Û				重交通	_ _	Û	_	Û						Û		Û
総合病院~							南約	重交通 配特急バス り(9:37発)			南沿上南	里文畑 紀特急バス り(11:07発 紀高速バス り(10:54発		重交通 i紀高速バス り(12:36発) i紀特急バス	Ш	三重交通 南紀特急バス 下り(14:05発)					南海下	重交通 紀特急バス J(17:36発) 紀高速バス		三重交通 南紀特急バス 上り(18:17発) 南紀特急バス
7	大			滝		7:57			<u> </u>	10:07	Ļ		<u> </u>	り(12:05発)	<u>↓</u>	<b>-</b>			1	15:47		ノ(17:56発)	∦	下り(18:35発)
(	新		I	田	↓ •	7:58	Ţ	9:18	<b>↓</b>	10:08	ļ	10:38	1	11:58	1	13:26			Ţ	15:48	-	17.00	<u> </u>	40-00
<b>甩</b>				交前	<b>↓</b>	7:59	<b>↓</b>	9:19	1	10:09	1	10:39	1	11:59	1	13:27			1	15:49	1	17:29	1	<u>.</u>
即	光		7	丘滝	1	8:00	1	9:20	1	10:10	1	10:40	1	12:00	1	13:28			1	15:50	1	17:30	- 1	<del>-                                    </del>
ŀ	大	<b>老 </b>		有院	1	8:02	<b>↓</b>	9:22	1	10:12	1	10:42	1	12:02 12:04	1	13:30			1	15:52 15:54	1	17:32 17:34		, 18:12 , 18:14
-	<b>ル</b>		コカン	前	↓ 1	8:04 8:06	1	9:26	1	10:14 10:16	↓ ↓	10:44	1	12:04	1	13:34			1	15:56	1	17:34	-   1	
-	1 + <i>-</i>	<u>オ</u>		引前	•	8:07	+	9:27	+	10:10	1	10:40	+	12:00	1	ļ			+	15:57	1	17:30	1	+
	野	ァル 対		町	<b>↑</b>	8:09	1	9:29	1	10:17	1	10:47	1	12:07	ţ	13:36			1	15:59	1	17:37	1	<u> </u>
	<sub>野</sub> 屋	聖		駅		8:10	1	9:30	1	10:19	1	10:43	1	12:10	1	13:38			1	16:00	1	17:33	1	<u> </u>
			.•		Ĭ			Û		Û	ľ			Û						Û				Û
						JR紀 特急 名古	南紀		特急	 勢線 南紀 行(10:46発)		杉   <b>韓</b>	紀勢線 公阪行(1 京紀特急 持浦行(1	· · · · ·					R紀勢和				JR紀 新宮	勢線 行(18:38発)

					10 47 50 40	JR紀勢線		JR紀勢線	JR紀勢線
					JR紀勢線 南紀特急 勝浦行(10:46着)	松阪行(12:26発) 南紀特急 勝浦行(12:44着)	JR紀勢線 南紀特急 名古屋行(13:32着)	新宮行(15:51着) 南紀特急 勝浦行(15:36着)	南紀特急 名古屋行(18:16着)
					1 1		1		Û
	尾		駅	· .	↓ 10:55	↓ 12:50 • 10:50	13:40	16:05	18:20
	栄			8:22	↓ 10:57	↓ 12:52	13:42	<b>↓</b> 16:07	↓ 18:22
	朝	B	町	+	↓ 10:58	↓ 12:53	13:43	<b>↓</b> 16:08	↓ 18:23
	尾	鷲	港	↓ 8:24	↓ 10:59	↓ 12:54	↓ 13:44	↓ 16:09	↓ 18:24
	ハロ	ーワー	が前	\$:24	<b>↓</b> 10:59	↓ 12:54	↓ 13:44	↓ 16:09	↓ 18:24
	瀬	木	Щ	↓ 8:25 ↓		↓ 12:55 ↓	13:45	↓ 16:10   ↓	↓ 18:25
尾鷲駅				三重交通 尾鷲島勝 上り(8:40発)	線 三重交通 尾鷲島勝線 上り(11:40発)	三重交通 南紀特急バス 上り(13:00発)	三重交通 尾鷲長 上り(14:00発)	<del></del>	
5	文(	比 会 館	西	↓ 8:25	<b>↓</b> 11:00	↓ 12:55	↓ 13:45	↓ 16:10	↓ 18:25
紀伊	主,如	帚の店	前	↓ 8:26	<b>↓</b> 11:01	↓ 12:56	↓ 13:46	↓ 16:11	↓ 18:26
松	国		市	↓ 8:27	<b>↓</b> 11:02	↓ 12:57	↓ 13:47	↓ 16:12	↓ 18:27
本	矢		浜	↓ 8:28	↓ 11:03	↓ 12:58	↓ 13:48	↓ 16:13	↓ 18:28
	岡	崎 野	田	↓ 8:29	↓ 11:04	13:00	↓ 13:49	↓ 16:14	↓ 18:29
	=	本	松	\$ 8:30	11:05	13:00	↓ 13:50	↓ 16:15	↓ 18:30
	向	井	西	↓ 8:32	↓ 11:07	13:02	↓ 13:52	↓ 16:17	↓ 18:32
	向		井	↓ 8:32	↓ 11:07	<b>↓</b> 13:02	↓ 13:52	↓ 16:17	↓ 18:32
	向井	- 小学を	と前	↓ 8:33	↓ 1108	↓ 13:03	↓ 13:53	↓ 16:18	↓ 18:33
	熊	野古ンター	道	\$:33	↓ 11:08	↓ 13:03	13:53	L 16:18	↓ 18:33
		<u>ノ                                    </u>		+	,	↓ 13:04			
	-	根浦馬		•	11:10	*	13:55	16:20	↓ 18:35
	椿	園	前	<u> </u>	↓ 11:12		↓ 13:57	1 16:22	↓ 18:37
				↓ 8:41	1 11:15		14:00	1 16:25	↓ 18:40

# ③既存交通との整合性

須賀利地区については、島勝バス停において、三重交通路線バス島勝線に接続しています。

	須賀	[利地]	포			
旧小学校前	7:15	$\rightarrow$	島勝	7:30	$\rightarrow$	三重交通 島勝線 (7:40発)
旧小学校前	7:46	<b>←</b>	島勝	7:35		三重交通 島勝線 (7:29着)
旧小学校前	9:15	$\rightarrow$	島勝	9:30	$\rightarrow$	三重交通 島勝線 (9:40発)
旧小学校前	9:46	<b>←</b>	島勝	9:35		三重交通 島勝線 (9:29着)
旧小学校前	12:15	$\rightarrow$	島勝	12:30	$\rightarrow$	三重交通 島勝線 (12:40発)
旧小学校前	12:46	<b>←</b>	島勝	12:35		三重交通 島勝線 (12:29着)
旧小学校前	14:15	$\rightarrow$	島勝	14:30	$\rightarrow$	三重交通 島勝線 (14:40発)
旧小学校前	14:46	<b>←</b>	島勝	14:35		三重交通 島勝線 (14:29着)
旧小学校前	16:15	$\rightarrow$	島勝	16:30	$\rightarrow$	三重交通 島勝線 (16:40発)
旧小学校前	16:46	<b>←</b>	島勝	16:35		三重交通 島勝線 (16:29着)

# ④運送事業者の決定方法、⑤運送業者を選定した経緯

# ○ふれあいバス尾鷲地区及び須賀利地区

- 1. 選定方法
  - ・プロポーザル方式により選定
- 2. 選定の経緯

項目	日 程
① 公募の周知及び公募要領等の配布	平成26年1月10日(金)から1月20日(月)
② 質問の受付期間	平成26年1月10日(金)から1月22日(水)
③ 質問への回答	平成26年1月24日(金)
④ 申請書類の受付期間	平成26年1月24日(金)から1月30日(木)
⑤ 提案審査 (プレゼンテーション)	平成26年2月3日(月)
⑥ 候補者の選定及び優秀者との交渉	平成26年2月3日(月)から2月4日(火)
⑦ 選定結果の通知及び公表	平成26年2月7日(金)
⑧ 協定の締結	平成26年2月20日(木)
⑨ 業務開始	平成26年4月1日(火)

# 3. 選定事業者

• 三重交通株式会社

# ○ふれあいバス八鬼山線及びハラソ線

- 1. 選定方法
  - 随意契約

4条 (一般乗合旅客旅客自動車運送) 許可を保有し、かつ近隣に営業所を有する事業者である。また、 急な車両のトラブルについても早急な対応が可能であるとともに安価な委託料が見込める。

また、現在、本市において定期路線バスを運行しており、運行におけるノウハウ、安全面での実績がある。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に該当するものと判断し、随意契約 といたしたい。

# 2. 選定の経緯

項目	日 程
① 様書及び見積徴収依頼の送付	平成26年2月20日(木)
②業者から提出された金額が予定価格内	平成26年3月7日(金)
であったため、落札となり、契約締結	

# 3. 選定業者

• 三重交通株式会

事業者名 尾鷲市 平成27年度

## 1. 申請事業者の概要

	乗 合 /	、 ス 事 業	· <b>● 家</b> 用 有	償 旅 客	運送
補助対象期間の	営業収益	2,088 千円	営業外収益 0 千円	経常収益(イ)	2,088 千円
前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の 損益状況	営業費用	18,586 千円	営業外費用 0 千円	経常費用(口)	18,586 千円
JX V 175	営業損益	▲ 16,498 千円	営業外損益 千円	経常損益	▲ 16,498 千円
補助対象期間の前々年度の	)実車走行キロ(ハ)	71,011.5 km		経常収支率	11.23 %
	乗 合 /	く み 事 業	· <b>△</b> 直 家 用 有	償 旅 客	運送
基準期間の前年度の	営業収益	1,797 千円	営業外収益 0 千円	経常収益(イ')	1,797 千円
損益状況	営業費用	11,836 千円	営業外費用 0 千円	経常費用(口')	11,836 千円
	営業損益	▲ 10,039 千円	営業外損益 千円	経常損益	▲ 10,039 千円
基準期間の前年度の実理	車走行キロ(ハ')	52,231.5 km		経常収支率	15.18 %
	乗 合 /	バース 事 業	· <b>〈</b> 直 家 用 有	償 旅 客	運送
基準期間の前々年度の	営業収益	1,713 千円	営業外収益 0 千円	経常収益(イ")	1,713 千円
損益状況	営業費用	11,996 千円	営業外費用 0 千円	経常費用(口")	11,996 千円
	営業損益	▲ 10,283 千円	営業外損益 千円	経常損益	▲ 10,283 千円
基準期間の前々年度の実	車走行キロ(ハ")	54,006.0 km		経常収支率	14.27 %

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間<u>」における実車走行キロ当たり経常費用等</u>)

(開助对象事業有の) 至平別	補助対象事業者の実車走行	補助対象事業者の実車走行	補助対象事業者の実車走行	
補助ブロック名	キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度)	キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度)	キロ当たり経常費用 (基準期間)	$(((b \div a)-1)+((c \div b)-$
	ロ"÷ハ"= a	ロ'÷ハ'= b	ロ÷ハ=c	$1)) \div 2 = d$
東海	222円. 12銭	226円. 60銭	261円. 73銭	8.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

<sup>※「</sup>基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

2. イロコにが開助対象				
補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) <sup>2</sup> = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	285円. 15銭	373円. 46銭	285円.15銭	29円.40銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

+* DL —1	申	\ <b>T</b> .	ĭ	<b>軍行系統</b>			1	-1 五浬仁		系統与	F口程		<sup>プロック外</sup> 分のキロ程	市区町村	カブロック 寸外乗入	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ	計画実車走行キロ
補助ブロック名	請番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	数	п	計画運行[ 数	ш	=	£	ж/чь/	у.		)キロ程 ヌ	ロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チール	J J
										7			.,		^	(ナー(リナス))・ナール	9
	4	尾鷲市ふれあいバス	<b>₽</b> 就和	朝日町	42.00.44	265	_	100E I		往 7.8km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	100.00/	00.470.01
	'	尾鷲地区	<b></b> 尾鳥駅	郑口씨	北伊松本	365	日	1825	回	復 7.8km	7.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100.0%	28,470.0km
	2	尾鷲市ふれあいバス	D the ED	w		005	]	2005		往 6.1km		往 0.0km		往 0.0km		100%	00 000 51
市海	2	尾鷲地区	<b>尾嶌駅</b>	光ヶ丘	尾煞駅	300	Н	3285	回	復 0.0km	3.1km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	20,038.5km
東海	3	尾鷲市ふれあいバス	Pitte	朝日町	夢古道	365	В	265 1		往 5.1km		往 0.0km		往 0.0km		100%	2.702.01
	J	尾鷲地区	<b></b> 尾鳥駅	耕口叫	道 おわ せ前	300		365	回	復 5.1km	5.1km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	3,723.0km
	4	尾鷲市ふれあいバス	旧小学	漁協前	4 8%	212	日	1565	0	往 6.0km		往 0.0km		往 0.0km		100%	18,780.0km
	+	須賀利地区	校前	/思·励刊	四份	313	П	1303		復 6.0km	6.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		10,700.08111
合計	T	系統								往 25.0km		往 0.0km		往 0.0km			74.044.51
	I	が机								復 18.9km	22.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		71,011.5km

補助ブ ロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した?	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以 がないまでいる。	補助对家詮貨	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
	,	へ×ヲ以下の額:ワ	۲	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ		∃×ル=ソ	y	ツ×1/2=ネ	t	Ħ
	1	8,118,220 円	37円. 00銭	1,053,390 円	7,064,830	円	7,064,830 円	7,064千円	3,532. 千円		
東海	2	5,713,978 円	36円. 28銭	726,996 円	4,986,982	円	4,986,982 円	4,986千円	2,493. 千円		
果海	3	1,061,613 円	36円. 92銭	137,453 円	924,160	円	924,160 円	924千円	462. 千円		
	4	5,355,117 円	10円. 98銭	206,204 円	5,148,913	円	5,148,913 円	5,148千円	2,574. 千円		
合計	†	20,248,928 円		2,124,043 円	18,124,885	円 1	18,124,885 円	18,122 千円	9,061 千円	2,721千円	2,721 千円

	申	経常費用から 経常収益を控除	損失額から国庫補助額を				ウの1	負担者とその	)負担割合			
補助ブ ロック名	請番号	した額	控除した額	都道	府県	市区	町村	その	他の者	事業者[	自己負担	「その他の
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要
	1	7,064,830	3 /		/	/	/	/	/	/	/	
東海	2	4,986,982		/								
米海	3	924,160		/			/					
	4	5,148,913		/		/	/	/		/		/
合訂	†	18,124,885 F	月 15,403,885 円	円	%	15420885 円	100 %	0 円	%	0 円	%	

#### (補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック 名	申請番号	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f		平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当た り経常収益 g×(1+(h÷2)) <sup>2</sup> = ノ
	1	31円. 86銭	36円. 46銭	35円. 10銭	5.35 %	37円. 00銭
東海	2	33円. 02銭	36円. 46銭	35円. 10銭	3.34 %	36円. 28銭
来/母	3	31円. 99銭	36円. 46銭	35円. 10銭	5.12 %	36円. 92銭
	4		16円. 95銭	13円. 56銭	▲ 20.00 %	10円. 98銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

#### (1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

### (2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

事業者名 三重交通株式会社

平成27年度分

### 1. 申請事業者の概要

補助対象期間の	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
前々年度(基準期間	営業収	联	5,96	69,159	千円	営業	外収	益	;	34,224	千円	経常収	(イ)	6	,003,383	千円
*)の	営業費	用	7,2	16,736	千円	営業	外費用	Ħ	;	31,815	千円	経常費	用(口)	7	,248,551	千円
損益状況	営業損	益	△ 1,2	47,577	千円	営業	外損	益		2,409	千円	経常	損益	Δ1	,245,168	千円
補助対象期間の 前々年度の	22,100,1	U3 8	km									経常	反支率		82.82%	,
実車走行キロ(ハ)	22,100,1	02.0									•					

	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前年度の	営業収	益	5,87	75,943	千円	営業	外収	益	43	3,143	千円	経常収:	益(イ')	5	,919,086	千円
損益状況	営業費	用	7,21	2,994	千円	営業	外費	甲	34	1,933	千円	経常費	用(口')	7	,247,927	千円
	営業損	益	Δ 1,33	37,051	千円	営業	外損	益	8	3,210	千円	経常	損益	Δ1	,328,841	千円
基準期間の前年度	22.356.4	171 0	km									経常収	双支率		81.679	í
実車走行キロ(ハ')	22,330,	ŧ/1.0														

	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年度の	営業収	7益	6,12	28,127	千円	営業	外収	益	30	,486	千円	経常収	益(イ")		6,158,613	千円
損益状況	営業費	開	7,32	22,496	千円	営業	外費	用	28	3,168	千円	経常費	用(口")		7,350,664	千円
_	営業損	益	Δ 1,19	94,369	千円	営業	外損	益	2	2,318	千円	経常	損益	Δ	1,192,051	千円
基準期間の前々年度の	22.843.0	106 2	km									経常4	又支率		83.78%	
実車走行キロ(ハ")	22,043,	JJU.Z														

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前々年	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前年度)	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間)	平均増減率
	ロ"÷ハ"=a	□' ÷/\'=b	□÷/\=c	(((b÷a)-1)+((c÷ b)-1))÷2 = d
東海	321円78銭	324円19銭	327円98銭	0.95%

<sup>※「</sup>基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

## 2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり 経常費用	地域キロ当たり 標準経常費用	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額	キロ当たり経常収益
	c × (1+(d÷2))' =	ホ	^	イ÷ハ
東海	331円10銭	356円80銭	331円10銭	271円64銭

# 3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック	申請	運行		運行系統		計画運行	計画運行		系	統キロ	程			補助ブ 乗入部分					同一補助 都道府! 部分の	外乗入		補助プロック外乗り入れ部分及 び同一補助プロック市区町村外 乗り入れ部分以外のキロ程の 比率	計画実車走行	<b>+</b> D
名	番号	系統名	起点	主な 経由地	終点	日数	回数			Ŧ					IJ					τ		(チー(リ+ヌ))÷チ= ル	ヲ	
東海	第1早	尾鷲市コミュニティバス				365 ⊟	1,460.0	往	31.8	Km	(平均)		往	ŀ	(m	平均)		往	k	m(平均	1)		92,856.0	Km
	בייהג	八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	303 E	1,400.0	復	31.8	Km	31.8	Km	復	ŀ	Κm		Km	復	K	m	Km	100.000%	32,030.0	Kill
	第2号	尾鷲市コミュニティバス				365 ⊟	365.0	往	3.4	Km			往	ŀ	Κm			往	K	m			2,482.0	Km
	<b>第4</b> 号	八鬼山線	三木里駅前		東古江	303 🗀	300.0 E	復	3.4	Km	3.4	Km	復	ŀ	Κm		Km	復	K	m	Km	100.000%	2,402.0	KIII
	第3号	尾鷲市コミュニティバス				365 E	1,460.0	往	25.0	Km			往	ŀ	(m			往	K	m			73.000.0	Km
	ありち	ハラソ線	天満堤防	三木里駅前	梶賀	303 🗀	1,400.0 E	復	25.0	Km	25.0	Km	復	ŀ	Κm		Km	復	K	m	Km	100.000%	73,000.0	KIII
合	÷Τ	3系統						往	60.2	Km			往	0.0 H	Κm			往	0.0 K	m			168.338.0	Km
	āΙ	うが利						復	60.2	Km	60.2	Km	復	0.0 H	Κm	0.0	Km	復	0.0 K	m 0.	0 Km		100,330.0	KIII

補助ブ ロック 名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=3	ヨのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック市町村 外乗入部分以外に係るもの ヨ×ルーソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	画準補助並内を平崩 額 (ネ又はナのうちいずれ か少ないほうの額) ラ
東海	第1号	30,744,621 円	71円22銭	6,613,204 円	24,131,417 円	24,131,417 円	24,131 千円	12,065.5 千円		
	第2号	821,790 円	71円22銭	176,768 円	645,022 円	645,022 円	645 千円	322.5 千円		
	第3号	24,170,300 円	120円01銭	8,760,730 円	15,409,570 円	15,409,570 円	15,409 千円	7,704.5 千円		
合	·ā†	55,736,711 円		15,550,702 円	40,186,009 円	40,186,009 円	40,185 千円	20,092 千円	6,033 千円	6,033 千円

 $\sim$  25  $\sim$ 

補助ブ		経常費用から 経常収益を	損失額から国庫補助額				r.	の負担者とその負担割	合			
ロック名	申請 番号	控除した額	を控除した額	都道	府県	市区	町村	そのも	也の者	事業者目	自己負担	「その他の者」の具体的
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	概要
東海	第1号	24,131,417 円										
	第2号	645,022 円										
	第3号	15,409,570 円										
合	計	40,186,009 円	34,153,009 円	Ħ	%	34,153,009 円	100.0 %	Ħ	%	Ħ	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表 補助対象系統の美華 | 補助 補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 g×(1+(h÷2))<sup>2</sup>= ノ 補助対象系統の美華 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間の前々年 走行キロ当たり経常収 平均增減率 申請番号 補助ブロック名 益 (基準期間の前年度)  $(((f \div e)-1)+((g \div f)-1))$ 1)) ÷ 2 = h (基準期間\*) g 東海 第1号 104円19銭 83円01館 80円38銀 71円22舒 -11.74 第2号 104円19銭 83円01斜 80円38斜 -11.749 71円22銭 第3号 106円16銭 108円34銭 115円16銀 4.179 120円01鎖

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

#### (1) 記載要領

- 1. 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。 2.乗合パス事業の収益、実車走行キロについては、高速パス及び定期観光パス等を除き、費用については、高速パス及び定期観光パス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況機に記載すること。 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10「補助プロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで寮出して記載すること。 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで寮出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。 15「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と高準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することと、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助 対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」とに記載すると
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

#### (2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の)事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前々度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができ

事業者名 尾鷲市

平成28年度

## 1. 申請事業者の概要

	乗	合	バ	ス	事	業	$\dot{\blacksquare}$	家 月	有	償	旅	客	運	送
補助対象期間の	営業	収益		2,08	8 千円		営業外収益		0 千円	経常	常収益(	(イ)	2,0	088 千円
前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の 損益状況	営業	費用		18,58	6 千円		営業外費用		0 千円	経常	費用(	(D)	18,	586 千円
JX V 175	営業	損益	I	▲ 16,49	8 千円		営業外損益	:	千円	組	<b>E</b> 常損益	益	▲ 16,4	498 千円
補助対象期間の前々年度の	実車走行	テキロ(ハ	١)		71,01	1.5 km				経	常収支	率	11.	23 %
	乗	合	バ	ス	事	業	$\cdot$	家 月	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前年度の	営業	収益		1,79	7 千円		営業外収益	:	0 千円	経常	収益(	イ')	1,	797 千円
損益状況	営業	費用		11,83	6 千円		営業外費用		0 千円	経常	費用(	<b>□</b> ')	11,8	836 千円
	営業	損益		▲ 10,03	9 千円		営業外損益	:	千円	組	<b>E</b> 常損益	益	▲ 10,0	039 千円
基準期間の前年度の実理	車走行キロ	J(/\')			52,23	1.5 km		•		経	常収支	率	15.	18 %
	乗	合	バ	ス	事	業	$\cdot$	家 月	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年度の	営業	収益		1,71	3 千円		営業外収益		0 千円	経常	収益(	イ")	1,	713 千円
損益状況	営業	費用		11,99	6 千円		営業外費用		0 千円	経常	費用(	u")	11,9	996 千円
	営業	損益		▲ 10,28	3 千円	•	営業外損益		千円	組	<b>E</b> 常損益	査	▲ 10,2	283 千円
基準期間の前々年度の実	車走行キ	<b>П</b> ( <b>/\</b> ")			54,006	6.0 km		•	•	経	常収支	率	14.	27 %

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」<u>における実車走行キロ当たり経常費用等)</u>

(補助対象事業有の) 基準期	町 で取料牛及こりの建削	こに直とい手回」においる大		
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
東海	222円. 12銭	226円. 60銭	261円. 73銭	8.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

<sup>※「</sup>基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

2. イロコにが開助対象				
補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) <sup>2</sup> = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	285円. 15銭	373円. 46銭	285円.15銭	29円.40銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

14 D1 1	申	VE C	ĭ	<b>軍行系統</b>	I		1			系統=	キロ程		<sup>プロック外</sup> 分のキロ程	市区町村	カブロック 対外乗入	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ	計画実車走行キロ
補助ブロック名	請番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	数	н	計画運行[ 数	旦	_	-	<b>未八</b> 即,			)キロ程	口程の比率	_
										7	F		IJ	,	ヌ	(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	Ŧ
	1	尾鷲市ふれあいバス	P ob Fin	朝日町		365	日	1825		往 7.8km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	100.0%	00.470.01
	'	尾鷲地区	<b></b> 尾鳥駅	郑口叫	北伊松本	300		1823	回	復 7.8km	7.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100.0%	28,470.0km
	2	尾鷲市ふれあいバス	p ob m	光ヶ丘		265	]	3285	0	往 6.1km		往 0.0km		往 0.0km		100%	20,038.5km
東海		尾鷲地区	<b></b> 尾鳥駅	元ケ丘	光照駅	300		3280		復 0.0km	3.1km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		20,038.5KM
果海	3	尾鷲市ふれあいバス	PWE	朝日町	夢古 道 おわ	365	В	365	回	往 5.1km		往 0.0km		往 0.0km		100%	3,723.0km
	J	尾鷲地区	<b>尼馬叭</b>	郑口叫	おわ せ前	300	П	300		復 5.1km	5.1km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		3,723.UKIII
	4	尾鷲市ふれあいバス	旧小学	漁協前	<b></b>	212	日	1565	0	往 6.0km		往 0.0km		往 0.0km		100%	18,780.0km
	4	須賀利地区	校前	/思 励 削	运膀	313	П	1000		復 6.0km	6.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		18,780.0KM
合計	Į.	系統							1	往 25.0km		往 0.0km		往 0.0km			71 011 Fl
Πā	I	水机							1	復 18.9km	22.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		71,011.5km

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した	安百	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分りが、	『 助 丁 以	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
	.,	へ×ヲ以下の額:ワ	۲	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ		∃×ル=ソ		'n	ツ×1/2=ネ	t	Ę
	1	8,118,220 円	37円. 00銭	1,053,390 円	7,064,830	円	7,064,830 F	円	7,064千円	3,532. 千円		
東海	2	5,713,978 円	36円. 28銭	726,996 円	4,986,982	円	4,986,982 F	T	4,986千円	2,493. 千円		
果海	3	1,061,613 円	36円. 92銭	137,453 円	924,160	円	924,160 F	7	924千円	462. 千円		
	4	5,355,117 円	10円. 98銭	206,204 円	5,148,913	円	5,148,913 F	77	5,148千円	2,574. 千円		
合計	+	20,248,928 円		2,124,043 円	18,124,885	円	18,124,885 F	77	18,122 千円	9,061 千円	2,721千円	2,721 千円

	申	経常費用から 経常収益を理除	損失額から国庫補助額を	1			ウの1	負担者とその	)負担割合			
補助ブ ロック名	請番号	した額	控除した額	都道	府県	市区	町村	その	他の者	事業者[	自己負担	「その他の
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要
	1	7,064,830	3 /	1 /	/	/	/	/	/	/	/	
東海	2	4,986,982		/								
米海	3	924,160		/			/					
	4	5,148,913					/					
合言	†	18,124,885	15,403,885	円	%	15420885 円	100 %	0 円	%	0 円	%	

### (補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック 名	申請番号	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f		平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当た り経常収益 g×(1+(h÷2)) <sup>2</sup> = ノ
	1	31円. 86銭	36円. 46銭	35円. 10銭	5.35 %	37円. 00銭
東海	2	33円. 02銭	36円. 46銭	35円. 10銭	3.34 %	36円. 28銭
来/母	3	31円. 99銭	36円. 46銭	35円. 10銭	5.12 %	36円. 92銭
	4		16円. 95銭	13円. 56銭	▲ 20.00 %	10円. 98銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

#### (1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

### (2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

事業者名 三重交通株式会社

平成28年度分

### 1. 申請事業者の概要

補助対象期間の	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
前々年度(基準期間	営業収	群	5,96	9,159	千円	営業	外収	益	34	4,224	千円	経常収	益(イ)	6	,003,383	千円
*)の	営業費	用	7,2	6,736	千円	営業	外費用	Ħ	3	1,815	千円	経常費	用(口)	7	,248,551	千円
損益状況	営業損	益	△ 1,2	17,577	千円	営業	外損:	益	- :	2,409	千円	経常	損益	Δ1	,245,168	千円
補助対象期間の 前々年度の	22,100,1	02.8	km									経常場	又支率		82.82%	1
実車走行キロ(ハ)																

Γ		乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
	基準期間の前年度 の	営業収	7益	5,8	75,943	千円	営業	外収	益		43,143	千円	経常収	益(イ))	;	5,919,086	千円
	損益状況	営業費	用	7,2	12,994	千円	営業	外費	Ŧ		34,933	千円	経常費用	用(口')		7,247,927	千円
		営業損	益	△ 1,3	37,051	千円	営業	外損	益		8,210	千円	経常	損益	Δ	1,328,841	千円
Ī	基準期間の前年度	22.356.4	171 0	km									経常収	又支率		81.67%	
3	の 実車走行キロ(ハ')	22,330,4	+/1.0														

	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年度の	営業収	7益	6,12	28,127	千円	営業	外収	益	30	,486	千円	経常収	益(イ")		6,158,613	千円
損益状況	営業費	開	7,32	22,496	千円	営業	外費	用	28	3,168	千円	経常費	用(口")		7,350,664	千円
_	営業損	益	Δ 1,19	94,369	千円	営業	外損	益	2	2,318	千円	経常	損益	Δ	1,192,051	千円
基準期間の前々年度の	22.843.0	106 2	km									経常4	又支率		83.78%	
実車走行キロ(ハ")	22,043,	JJU.Z														

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前々年	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前年度)	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間)	平均増減率
	□"÷/\"=a	ロ' ÷ハ' =b	□÷/\=c	(((b÷a)-1)+((c÷ b)-1))÷2 = d
東海	321円78銭	324円19銭	327円98銭	0.95%

<sup>※「</sup>基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

## 2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

Ī	補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり 経常費用	地域キロ当たり 標準経常費用	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額	キロ当たり経常収益
		c × (1+(d÷2))' =	ホ	^	イ÷ハ
Ī	東海	331円10銭	356円80銭	331円10銭	271円64銭

# 3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック	申請	運行		運行系統		計画運行	計画運行			系統:	キロ程				補助:	ブロック 分のキ				同一補助 都道府県 部分の	人乗札		補助ブロック外乗り入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村外 乗り入れ部分以外のキロ程の 止率	計画実車走行	+0
名	番号	系統名	起点	主な 経由地	終点	日数	回数				チ					IJ				ヌ	-12		(チー(リ+ヌ))÷チ= ル	ヲ	
東海	生1日	尾鷲市コミュニティバス				366 E	1.464.0	0	往 31	.8 K	Km [∄	四均)		往		Km	(平均)		往	Kn	(平均)			93,110.4	Km
	あしち	八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	300 E	1,404.0	ш	復 3	.8 K	(m	31.8	Km	復		Km		Km	復	Kn		Km	100.000%	93,110.4	KIII
	第2号	尾鷲市コミュニティバス				366 E	366.0	0	往 :	.4 K	(m			往		Km			往	Kn				2.488.8	Km
	弗2万	八鬼山線	三木里駅前		東古江	300 E	300.0	ш	復 :	.4 K	(m	3.4	Km	復		Km		Km	復	Kn		Km	100.000%	2,488.8	Νm
	第3号	尾鷲市コミュニティバス				366 E	1.464.0	0	往 25	.0 K	ζm			往		Km			往	Kn	1			73.200.0	Km
	ありち	ハラソ線	天満堤防	三木里駅前	梶賀	300 E	1,404.0	ш	復 25	i.0 K	Km :	25.0	Km	復		Km		Km	復	Kn		Km	100.000%	73,200.0	KIII
_	計	3系統					1 /	7	往 60	1.2 K	Κm			往	0.0	Km			往	0.0 Kn	1			168,799.2	Km
	пІ	ジカや利し							復 60	1.2 K	(m	60.2	Km	復	0.0	Km	0.0	Km	復	0.0 Kn	0.0	Km		100,799.2	MII

補助ブ ロック 名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=3	ヨのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック市町村 外乗入部分以外に係るもの ヨ×ルーソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	画準補助並内を平崩 額 (ネ又はナのうちいずれ か少ないほうの額) ラ
東海	第1号	30,828,853 円	71円22銭	6,631,322 円	24,197,531 円	24,197,531 円	24,197 千円	12,098.5 千円		
	第2号	824,041 円	71円22銭	177,252 円	646,789 円	646,789 円	646 千円	323.0 千円		
	第3号	24,236,520 円	120円01銭	8,784,732 円	15,451,788 円	15,451,788 円	15,451 千円	7,725.5 千円		
合	î dž	55,889,414 円		15,593,306 円	40,296,108 円	40,296,108 円	40,294 千円	20,147 千円	6,033 千円	6,033 千円

 $\sim$  29  $\sim$ 

補助ブ		経常費用から 経常収益を	損失額から国庫補助額				r.	の負担者とその負担割	合			
ロック名	申請番号	控除した額	を控除した額	都道	府県	市区	町村	その他	也の者	事業者[	自己負担	「その他の者」の具体的
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	概要
東海	第1号	24,197,531 円										
	第2号	646,789 円										
	第3号	15,451,788 円										
合	計	40,296,108 円	34,263,108 円	Ħ	%	34,263,108 円	100.0 %	Ħ	%	Ħ	%	

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表 補助対象系統の美華 | 補助 補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 補助対象系統の実車走行キロ 当たり経常収益 g×(1+(h÷2))<sup>2</sup>= ノ 補助対象系統の美華 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間の前々年 走行キロ当たり経常収 平均增減率 申請番号 補助ブロック名 益 (基準期間の前年度)  $(((f \div e)-1)+((g \div f)-1))$ 1)) ÷ 2 = h (基準期間\*) g 東海 第1号 104円19銭 83円01館 80円38額 71円22舒 -11.74 第2号 104円19銭 83円01斜 80円38斜 -11.749 71円22舒 第3号 106円16銭 108円34銭 115円16銀 4.179 120円01鎖

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

#### (1) 記載要領

- 1. 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。 2.乗合パス事業の収益、実車走行キロについては、高速パス及び定期観光パス等を除き、費用については、高速パス及び定期観光パス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況機に記載すること。 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10「補助プロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで寮出して記載すること。 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで寮出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。 15「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と高準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することと、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助 対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」とに記載すると
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

#### (2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車遷送事業等報告規則第2条第2項の)事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができ

事業者名 尾鷲市

平成29年度

### 1. 申請事業者の概要

	乗	合	/	、ス	事	業	$\dot{\blacksquare}$	家	用	有	償	旅	客	運	送
補助対象期間の 前々年度(基準期間 <sup>※</sup> )の	営業	収益		2,08	8 千円		営業外収	益		0千円	経常	なり (	(イ)	2,0	088 千円
削々年度(基準期间で)の   損益状況	営業	費用		18,58	6 千円		営業外費	用		0千円	経常	費用(	(D)	18,	586 千円
), and (), ()	営業	損益		▲ 16,49	8 千円		営業外損	益		千円	経	常損益	₹	▲ 16,4	498 千円
補助対象期間の前々年度の	実車走行	テキロ(ノ	<b>'\</b> )		71,01	1.5 km					経	常収支	率	11.	23 %
	乗	合	/	、ス	事	業	$\cdot$	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前年度の	営業	収益		1,79	7 千円		営業外収	益		0 千円	経常	収益(	イ')	1,	797 千円
損益状況	営業	費用		11,83	6 千円		営業外費	用		0千円	経常	費用(	u')	11,8	836 千円
	営業	損益		▲ 10,03	9 千円		営業外損	益		千円	経	怪常損益	₹	▲ 10,0	039 千円
基準期間の前年度の実	車走行キロ	J(/\')			52,23	1.5 km					経	常収支	率	15.	18 %
	乗	合	/	、ス	事	業	· 🛈	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年度の	営業	収益		1,71	3 千円		営業外収	益		0 千円	経常	収益(	イ")	1,	713 千円
損益状況	営業	費用		11,99	6 千円		営業外費	用		0 千円	経常	費用(	□")	11,9	996 千円
	営業	損益		▲ 10,28	3 千円		営業外損	益		千円	経	常損益	<u> </u>	▲ 10,2	283 千円
基準期間の前々年度の実	車走行キ	·ロ(ハ")	)		54,006	6.0 km					経	常収支	率	14.	27 %

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	間 と取べ十尺とする達成で 補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	バール (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b		
東海	222円. 12銭	226円. 60銭	261円. 73銭	8.76 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

<sup>※「</sup>基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

2. イロコにが開助対象				
補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) <sup>2</sup> = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
東海	285円. 15銭	373円. 46銭	285円.15銭	29円.40銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

14 D1 1	申	VE C	ĭ	<b>軍行系統</b>	I		1			系統=	キロ程		<sup>プロック外</sup> 分のキロ程	市区町村	カブロック 対外乗入	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ	計画実車走行キロ
補助ブロック名	請番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	数	н	計画運行[ 数	旦	_	-	<b>未八</b> 即,			)キロ程	口程の比率	_
										7	F		IJ	,	ヌ	(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	Ŧ
	1	尾鷲市ふれあいバス	P ob Fin	朝日町		365	日	1825		往 7.8km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	100.0%	00.470.01
	'	尾鷲地区	<b></b> 尾鳥駅	郑口叫	北伊松本	300		1823	回	復 7.8km	7.8km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100.0%	28,470.0km
	2	尾鷲市ふれあいバス	p ob m	光ヶ丘		265	]	3285	0	往 6.1km		往 0.0km		往 0.0km		100%	20,038.5km
東海		尾鷲地区	<b></b> 尾鳥駅	元ケ丘	光照駅	300		3280		復 0.0km	3.1km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		20,038.5KM
果海	3	尾鷲市ふれあいバス	PWE	朝日町	夢古 道 おわ	365	В	365	回	往 5.1km		往 0.0km		往 0.0km		100%	3,723.0km
	J	尾鷲地区	<b>尼馬叭</b>	郑口叫	おわ せ前	300	П	300		復 5.1km	5.1km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		3,723.UKIII
	4	尾鷲市ふれあいバス	旧小学	漁協前	<b></b>	212	日	1565	0	往 6.0km		往 0.0km		往 0.0km		100%	18,780.0km
	4	須賀利地区	校前	/思 励 削	运膀	313	П	1000		復 6.0km	6.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		18,780.0KM
合計	Į.	系統							1	往 25.0km		往 0.0km		往 0.0km			71 011 Fl
Πā	I	水机							1	復 18.9km	22.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		71,011.5km

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した	安百	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外乗入部分以内市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
	.,	へ×ヲ以下の額:ワ	۲	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ		∃×ル=ソ	ッ	ツ×1/2=ネ	ナ	Ę
	1	8,118,220 円	37円. 00銭	1,053,390 円	7,064,830	円	7,064,830 P	7,064千円	3,532. 千円	/	
東海	2	5,713,978 円	36円. 28銭	726,996 円	4,986,982	円	4,986,982 P	4,986千円	2,493. 千円		
来 / /	3	1,061,613 円	36円. 92銭	137,453 円	924,160	円	924,160 P	924千円	462. 千円		
	4	5,355,117 円	10円. 98銭	206,204 円	5,148,913	円	5,148,913 P	5,148千円	2,574. 千円		
合計	†	20,248,928 円		2,124,043 円	18,124,885	円	18,124,885 P	18,122 千円	9,061 千円	2,721千円	2,721 千円

	申	経常費用から 経常収益を控除	損失額から国庫補助額を				ウの1	負担者とその	)負担割合			
補助ブ ロック名	請番号	した額	控除した額	都道	府県	市区	町村	その	他の者	事業者[	自己負担	「その他の
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要
	1	7,064,830 円		/	/	/	/	/	/		/	
東海	2	4,986,982 円										
米海	3	924,160 円				/	/			/		
	4	5,148,913 円								/		
合詞	+	18,124,885 円	15,403,885 円	円	%	15420885 円	100 %	0 円	%	0 円	%	

#### (補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック 名	申請番号	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キ ロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f		平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当た り経常収益 g×(1+(h÷2)) <sup>2</sup> = ノ
	1	31円. 86銭	36円. 46銭	35円. 10銭	5.35 %	37円. 00銭
東海	2	33円. 02銭	36円. 46銭	35円. 10銭	3.34 %	36円. 28銭
来/母	3	31円. 99銭	36円. 46銭	35円. 10銭	5.12 %	36円. 92銭
	4		16円. 95銭	13円. 56銭	▲ 20.00 %	10円. 98銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

#### (1) 記載要領

1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。

2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。

10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

### (2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

事業者名 三重交通株式会社

平成29年度分

### 1. 申請事業者の概要

補助対象期間の	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
前々年度(基準期間	営業収	联	5,96	9,159	千円	営業	外収	益	3	4,224	千円	経常収	益(イ)	6	3,003,383	千円
*) <b>o</b>	営業費	用	7,21	6,736	千円	営業	外費月	Ħ	3	1,815	千円	経常費	用(口)		7,248,551	千円
損益状況	営業損	益	△ 1,24	17,577	千円	営業	外損	益		2,409	千円	経常	損益	Δ	1,245,168	千円
補助対象期間の 前々年度の	22,100,1	02.0	km									経常4	又支率		82.829	í
東市主行もロ(ハ)		02.0														

	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前年度の	営業収	7益	5,87	75,943	千円	営業	外収	益	43	3,143	千円	経常収:	益(イ)	5	,919,086	千円
損益状況	営業費	開	7,21	2,994	千円	営業	外費	用	34	,933	千円	経常費	用(口')	7	,247,927	千円
	営業指	益	△ 1,33	37,051	千円	営業	外損	益	8	3,210	千円	経常	損益	Δ1	,328,841	千円
基準期間の前年度	22.356.4	471 0	km									経常場	又支率		81.679	6
の 実由表行もロ(ハ')	22,330,4	4/1.8														

	乗	合	バ	ス	事	業	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年 度の 損益状況	営業収	7益	6,12	28,127	千円	営業	外収	益	30	,486	千円	経常収	益(イ")		6,158,613	千円
	営業費	開	7,32	22,496	千円	営業	外費	用	28	3,168	千円	経常費	用(口")		7,350,664	千円
_	営業損	益	Δ 1,19	94,369	千円	営業	外損	益	2	,318	千円	経常	損益	Δ	1,192,051	千円
基準期間の前々年度の	22.843.0	106 2	km									経常4	又支率		83.78%	
実車走行キロ(ハ")	22,043,	JJU.Z														

(補助対象事業者の「基準期間<sup>※</sup>を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前々年	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間の前年度)	補助対象事業者の実 車走行キロ当たり経常 費用 (基準期間)	平均増減率
	ロ"÷ハ"=a	□' ÷/\' =b	□÷/\=c	(((b÷a)-1)+((c÷ b)-1))÷2 = d
東海	321円78銭	324円19銭	327円98銭	0.95%

<sup>※「</sup>基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

## 2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 実車走行キロ当たり 経常費用	地域キロ当たり 標準経常費用	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額	キロ当たり経常収益
	c × (1+(d÷2))' =	ホ	^	イ÷ハ
東海	331円10銭	356円80銭	331円10銭	271円64銭

## 3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

	- , , , , ,	アンドラルして	A / 43C/11	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,																				
補助ブロック	申請	運行		運行系統		計画運行	計画運行			補助ブロック外 乗入部分のキロ程			同一補助 都道府県 部分の <sup>3</sup>	人乗人		補助ブロック外乗り入れ部分及 び同一補助ブロック市区町村外 乗り入れ部分以外のキロ程の	計画実車走行	<b>+</b> D						
名	番号	系統名	起点	主な 経由地	終点	日数	回数		Ŧ		IJ		3			比率 (チー(リ+ヌ))÷チ= ル	ヲ							
東海	***	尾鷲市コミュニティハス				005 5		]	往	31.8	Km	(平均)		往	K	m (	平均)	往	Km	(平均)			00.050.0	
	弗1方	八鬼山線	瀬木山	三木浦	三木里駅前	365 日	1,460.0	回	復	31.8	Km	31.8	Km	復	к	m	Km	復	Km		Km	100.000%	92,856.0	Km
	***	尾鷲市コミュニティハンス				005 0		]	往	3.4	Km			往	K	m		往	Km				0.400.0	
	第2号	八鬼山線	三木里駅前		東古江	365 日	365.0	回	復	3.4	Km	3.4	Km	復	к	m	Km	復	Km		Km	100.000%	2,482.0	Km
	第3号	尾鷲市コミュニティハンス				365 ⊟	1.460.0	0	往	25.0	Km			往	K	m		往	Km				73.000.0	V
	弗3万	ハラソ線	天満堤防	三木里駅前	梶賀	300 🗆	1,460.0	Ш	復	25.0	Km	25.0	Km	復	К	m	Km	復	Km		Km	100.000%	73,000.0	Km
۵	計	3系統					1 /		往	60.2	Km			往	0.0 K	m		往	0.0 Km				168,338.0	Km
	п	3 TRIBL							復	60.2	Km	60.2	Km	復	0.0 K	m	0.0 Km	復	0.0 Km	0.0	Km		100,550.0	KIII

補助ブ ロック 名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ		補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワーカ=3	分及	のうち補助プロック外乗。 なび同一補助プロック市 ・乗入部分以外に係るも コ×ルーソ	町村	補助対象経費	補助対象経費の ツ×1/2=		国庫補助 上限額 ナ	画 単 補 切 並 内 走 中 崩 額 (ネ 又 は ナ の うち い ず れ か 少 な い ほ う の 額 ) ラ
東海	第1号	30,744,621 円	71円22銭	6,613,204	Ħ	24,131,417 円	9 :	24,131,417	円	24,131 千円	12,065.5	千円		
	第2号	821,790 円	71円22銭	176,768	Ħ	645,022 円	9	645,022	円	645 千円	322.5	千円		
	第3号	24,170,300 円	120円01銭	8,760,730	Ħ	15,409,570 円	9	15,409,570	円	15,409 千円	7,704.5	千円		
台	<del>-</del>	55,736,711 円		15,550,702	Ħ	40,186,009 円	9 4	40,186,009	円	40,185 千円	20,092	千円	6,033 千円	6,033 千円

 $\sim$  33  $\sim$ 

補助ブ		経常費用から 経常収益を	損失額から国庫補助額		ウの負担者とその負担割合								
補助ブ ロック 名	申請 番号	控除した額	を控除した額	都道	都道府県		町村	そのも	也の者	事業者目	「その他の者」の具体的		
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	概要	
東海	第1号	24,131,417 P	3										
	第2号	645,022 F											
	第3号	15,409,570 P	1										
合	#	40,186,009 P	34,153,009 円	Ħ	%	34,153,009 円	100.0 %	円	%	Ħ	%		

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表 補助対象系統の美華 | 補助 補助対象系統の実車 走行キロ当たり経常収 補助対象系統の美華 走行キロ当たり経常収 益 (基準期間の前々年 走行キロ当たり経常収 前助対象系統の実車走行キロ 平均增減率 申請番号 補助ブロック名 益 (基準期間の前年度)  $(((f \div e)-1)+((g \div f)-1))$ 1)) ÷ 2 = h 当たり経常収益 g× $(1+(h÷2))^2=$ . (基準期間<sup>※</sup>) g 東海 第1号 104円19銭 83円01館 80円38銀 -11.74 71円22舒 第2号 104円19斜 83円01斜 80円38斜 -11.749 71円22舒 第3号 106円16銭 108円34銭 115円16銀 4.179 120円01鎖

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

#### (1) 記載要領

- 1. 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあっては別表2)の名称を記載すること。 2.乗合パス事業の収益、実車走行キロについては、高速パス及び定期観光パス等を除き、費用については、高速パス及び定期観光パス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況機に記載すること。 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8「系統キロ程」、「補助ブロック外乗人部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10「補助プロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで寮出して記載すること。 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで寮出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。 15「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と高準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することと、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助 対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」とに記載すると
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

#### (2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車遷送事業等報告規則第2条第2項の)事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができ

# H25ふれあいバス輸送実績一覧表

平成24年10月~平成25年9月

事	業者名	尾鶦	<b>禁市</b>	三重	交通	<b>∆</b> =1
Į	頁 目	ふれあいバス 尾鷲地区	ふれあいバス 須賀利地区	ふれあいバス 八鬼山線	ふれあいバス ハラソ線	合計
	運行日数	31日	27日	31日	31日	_
10月	乗車人員	1,329人	202人	2,372人	1,895人	5,798人
	運賃収入	162,920円	35,800円	707,043円	832,322円	1,738,085円
	運行日数	30日	26日	30日	30日	_
11月	乗車人員	1,081人	206人	1,997人	1,367人	4,651人
	運賃収入	137,690円	30,000円	648,862円	715,960円	1,532,512円
	運行日数	31日	27日	31日	31日	_
12月	乗車人員	1,232人	161人	2,196人	1,717人	5,306人
	運賃収入	170,185円	28,500円	681,542円	787,895円	1,668,122円
	運行日数	31日	27日	31日	31日	_
1月	乗車人員	1,160人	162人	2,061人	1,497人	4,880人
	運賃収入	149,800円	19,000円	581,320円	647,860円	1,397,980円
	運行日数	28日	24日	28日	28日	_
2月	乗車人員	1,191人	142人	1,746人	1,417人	4,496人
	運賃収入	152,495円	20,800円	547,425円	647,545円	1,368,265円
	運行日数	31日	26日	31日	31日	_
3月	乗車人員	1,269人	190人	2,329人	1,666人	5,454人
	運賃収入	175,895円	25,100円	686,470円	759,504円	1,646,969円
	運行日数	30日	26日	30日	30日	
4月	乗車人員	1,290人	185人	2,246人	1,531人	5,252人
	運賃収入	160,892円	19,100円	683,835円	677,465円	1,541,292円
	運行日数	31日	27日	31日	31日	
5月	乗車人員	1,367人	198人	2,214人	1,619人	5,398人
	運賃収入	171,805円	19,110円	698,278円	720,960円	1,610,153円
	運行日数	30日	25日	30日	30日	_
6月	乗車人員	1,385人	162人	2,051人	1,487人	5,085人
	運賃収入	184,350円	12,200円	631,941円	654,851円	1,483,342円
	運行日数	31日	27日	31日	31日	_
7月	乗車人員	1,384人	180人	2,546人	1,973人	6,083人
	運賃収入	154,461円	18,700円	733,536円	796,011円	1,702,708円
	運行日数	31日	27日	31日	31日	_
8月	乗車人員	1,302人	179人	2,460人	1,642人	5,583人
	運賃収入	159,170円	21,200円	717,667円	756,337円	1,654,374円
	運行日数	30日	25日	30日	30日	_
9月	乗車人員	1,324人	161人	1,952人	1,373人	4,810人
	運賃収入	145,551円	18,001円	578,130円	633,263円	1,374,945円
	運行日数	365日	314日	365日	365日	_
	乗車人員	15,314人	2,128人	26,170人	19,184人	62,796人
合計	運賃収入	1,925,214円	267,511円	7,896,049円	8,629,973円	18,718,747円
	税引後運賃収入	1,833,537円	254,772円	7,520,047円	8,219,022円	17,827,378円
	運行費用	11,015,035円	7,571,877円	22,629,075円	18,627,350円	59,843,337円
	収支率	16.6%	3.4%	33.2%	44.1%	29.8%

## 尾鷲市ふれあいバス尾鷲地区

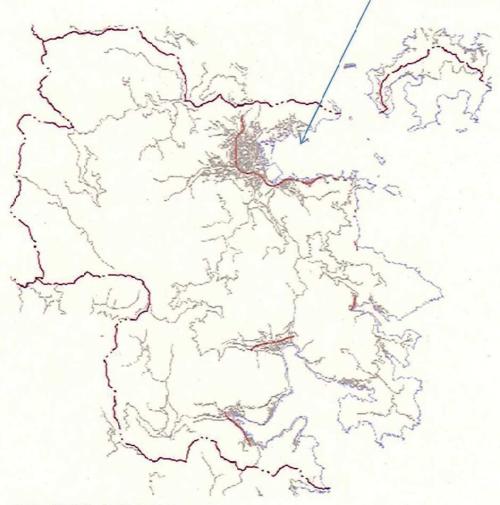
税引後運賃収入1,833,537円÷実車走行キロ52,231.5km=35.10円/km

# 尾鷲市ふれあいバス須賀利地区

税引後運賃収入254, 772円÷実車走行キロ18, 780=13. 56円/km

# ※枠の中が人口集中地区





交通不便地域 (尾鷲市全域)

 $\sim$  36  $\sim$ 

# 平成26年度尾鷲市地域公共交通活性化協議会委員名簿

# [委員]

	氏 名	団体名等	役 職	備考
ШП	武美	副市長	会 長	
豊福	裕二	三重大学人文学部 教授	座長	
岩本	芳和	区長会会長 早田区長(利用者代表)	副会長	
北村	芳文	自治連合会副会長(利用者代表)	監事	
上村	隼右	老人クラブ連合会 会長(利用者代表)	監事	
上村	紀美男	区長会副会長 三木浦町内会長(利用者代表)		
田垣	雅伸	三重交通株式会社 南紀営業所長		
石井	康男	三重県旅客自動車協会 紀北支部長 株式会社クリスタルタクシー尾鷲営業所長		
野村	秀海	三交南紀交通労働組合副執行委員長		
岩松	由洋	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官		
安達	一人	尾鷲警察署交通課長		
原田	孝夫	三重県地域連携部交通政策課長		
田中	聡	国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所 尾鷲維持出張所長		
中野	伸也	三重県尾鷲建設事務所長		

# [事務局]

J	氏 名	団体名等	役 職	備考
北村	琢磨	尾鷲市市長公室長	事務局長	
芝山	有朋	尾鷲市市長公室長補佐兼政策調整係長		
大和	秀成	尾鷲市市長公室政策調整係		